

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 土工							
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			I-1	
	1-2-3-2	2	掘削工（面管理の場合）			I-1	
	1-2-3-3	1	盛土工			I-2	
	1-2-3-3	2	盛土工（面管理の場合）			I-2	
	1-2-3-4			盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		I-3
					多数アンカー式補強土工法		I-3
					ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I-3
	1-2-3-5			法面整形工	盛土部		I-3
1-2-3-6			堤防天端工			I-3	
第4節 道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			I-4	
	1-2-4-2	2	掘削工（面管理の場合）			I-4	
	1-2-4-3	1	路体盛土工			I-5	
	1-2-4-3	2	路体盛土工（面管理の場合）			I-5	
	1-2-4-4	1	路床盛土工			I-5	
	1-2-4-4	2	路床盛土工（面管理の場合）			I-5	
	1-2-4-5			法面整形工	盛土部		I-6
第3章 無筋、鉄筋コンクリート							
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			I-6	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種						
	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		I-7
				軽量鋼矢板		I-7
				コンクリート矢板		I-7
				広幅鋼矢板		I-7
				可とう鋼矢板		I-7
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカーブ		I-7
	3-2-3-6		小型標識工			I-7
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		I-8
				転落（横断）防止柵		I-8
				車止めポスト		I-8
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		I-8
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		I-8
	3-2-3-9		区画線工			I-9
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		I-9
				距離標		I-9
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			I-9
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		I-10
		2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁		I-10
	3-2-3-13	1	ポストテンション桁製作工			I-11
		2	プレキャストセグメント桁製作工	（購入工）		I-11
	3-2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工			I-11
	3-2-3-15		PCホースラブリュ製作工			I-12
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			I-12
		2	PC押し出し箱桁製作工			I-13
	3-2-3-17		根固めブロック工			I-13
	3-2-3-18		沈床工			I-14
	3-2-3-19		捨石工			I-14
	3-2-3-22		階段工			I-14
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		I-14
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		I-15
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		I-15
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		I-15
2		多自然型護岸工	かごマット		I-15	
3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		I-16	
	2	羽口工	ふとんかご、かご枠		I-16	
3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		I-16	
			プレキャストパイプ工		I-16	
3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		I-17	
			L型側溝工		I-17	
			自由勾配側溝		I-17	
			管渠		I-17	
	2	側溝工	場所打水路工		I-17	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		I-17
	3-2-3-30		集水柵工			I-18
	3-2-3-31		現場塗装工			I-18
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		I-19
				碎石基礎工		I-19
				割ぐり石基礎工		I-19
				均しコンクリート		I-19
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		I-19
				プレキャスト		I-20
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		I-20
				鋼管杭		I-20
				H鋼杭		I-20
	3-2-4-4	2	既製杭工	鋼管ソイルメント杭		I-20
	3-2-4-5		場所打杭工			I-20
3-2-4-6		深礎工			I-21	
3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			I-21	
3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			I-21	
3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			I-22	
第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		I-22
				コンクリートブロック張り		I-22
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		I-22
	3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		I-23	
	3-2-5-4		緑化ブロック工			I-23
3-2-5-5		石積（張）工			I-23	
第6節 一般舗装工	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		I-24
				下層路盤工（面管理の場合）		I-25
				上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-26
				上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-27
				上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-28
				上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I-29
				加熱アスファルト安定処理工		I-30
				加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-31
				基層工		I-32
				基層工（面管理の場合）		I-33
				表層工		I-34
				表層工（面管理の場合）		I-35

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		I-36
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-36
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-36
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-37
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-37
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I-38
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-38
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-39
		9	半たわみ性舗装工	基層工		I-39
		10	半たわみ性舗装工	基層工（面管理の場合）		I-40
		11	半たわみ性舗装工	表層工		I-40
		12	半たわみ性舗装工	表層工（面管理の場合）		I-41
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		I-41
		2	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-42
		3	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-42
		4	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-43
		5	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-43
		6	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I-44
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-44
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-45
		9	排水性舗装工	基層工		I-45
		10	排水性舗装工	基層工（面管理の場合）		I-46
		11	排水性舗装工	表層工		I-46
		12	排水性舗装工	表層工（面管理の場合）		I-47
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		I-48
		2	透水性舗装工	路盤工（面管理の場合）		I-48
		3	透水性舗装工	表層工		I-49
		4	透水性舗装工	表層工（面管理の場合）		I-49

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-50
		2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		I-50
		3	グースアスファルト舗装工	基層工		I-51
		4	グースアスファルト舗装工	基層工 (面管理の場合)		I-51
		5	グースアスファルト舗装工	表層工		I-52
		6	グースアスファルト舗装工	表層工 (面管理場合)		I-52
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		I-53
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工 (面管理場合)		I-53
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		I-53
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工 (面管理場合)		I-53
		5	コンクリート舗装工	セメント (石灰・瀝青) 安定処理工		I-54
		6	コンクリート舗装工	セメント (石灰・瀝青) 安定処理工 (面管理場合)		I-54
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		I-54
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層 (面管理場合)		I-54
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		I-55
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工 (面管理場合)		I-55
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (下層路盤工)		I-55
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (下層路盤工) (面管理場合)		I-55
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工)		I-55
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (粒度調整路盤工) (面管理場合)		I-55
15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工)		I-56		
16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (セメント (石灰・瀝青) 安定処理工) (面管理場合)		I-56		
17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層)		I-56		
18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (アスファルト中間層) (面管理場合)		I-56		
19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		I-56		
20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 (面管理場合)		I-56		

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		I-57	
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-57	
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-58	
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-58	
		5	薄層カラー舗装工	基層工		I-58	
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		I-59	
		2	ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-59	
		3	ブロック舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-60	
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-60	
		5	ブロック舗装工	基層工		I-60	
	3-2-6-15		路面切削工			I-61	
	3-2-6-16		舗装打換え工			I-61	
	3-2-6-17		オーバーレイ工			I-61	
	第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			I-62
		3-2-7-3		置換工			I-62
		3-2-7-4		表層安定処理工	サンドマット海上		I-63
		3-2-7-5		パイルネット工			I-63
3-2-7-6			サンドマット工			I-63	
3-2-7-7			バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		I-64	
				ペーパードレーン工		I-64	
				袋詰式サンドドレーン工		I-64	
3-2-7-8			締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		I-64	
3-2-7-9			固結工	粉末噴射攪拌工		I-64	
	高圧噴射攪拌工				I-64		
	スラリー攪拌工				I-64		
	生石灰パイル工				I-64		
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		I-65	
				鋼矢板		I-65	
		2	土留・仮締切工	アンカー工		I-65	
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		I-65	
		4	土留・仮締切工	締切盛土		I-65	
	5	土留・仮締切工	中詰盛土		I-66		
	3-2-10-9		地中連続壁工（壁式）			I-66	
	3-2-10-10		地中連続壁工（柱列式）			I-66	
3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-80		
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-1	1	一般事項	鑄造費（金属支承工）		I-67	
		2	一般事項	鑄造費（大型ゴム支承工）		I-68	
		3	一般事項	仮設材製作工		I-69	
		4	一般事項	刃口金物製作工		I-69	
	3-2-12-3	1		桁製作工	仮組検査を実施する場合		I-70
					シミュレーション仮組検査を実施する場合		I-70
		2		桁製作工	仮組検査を実施しない場合		I-72
		3		桁製作工	鋼製えん堤製作工（仮組立時）		I-73
	3-2-12-4			検査路製作工		I-74	
	第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-5			鋼製伸縮継手製作工		I-74
3-2-12-6				落橋防止装置製作工		I-75	
3-2-12-7				橋梁用防護柵製作工		I-75	
3-2-12-8				アンカーフレーム製作工		I-75	
3-2-12-9				プレビーム用桁製作工		I-76	
3-2-12-10				鋼製排水管製作工		I-76	
3-2-12-11				工場塗装工		I-77	
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		I-78	
				ケーブルクレーン架設		I-78	
				ケーブルエレクション架設		I-78	
				架設桁架設		I-78	
				送出し架設		I-78	
				トラバークレーン架設		I-78	
		架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		I-79		
			架設桁架設		I-79		
		架設工支保工	固定		I-79		
			移動		I-79		
		架設桁架設	片持架設		I-79		
			押出し架設		I-79		

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		I-79
				張芝工		I-79
				筋芝工		I-79
				市松芝工		I-79
				植生シート工		I-79
				植生マット工		I-79
				植生筋工		I-79
				人工張芝工		I-79
				植生穴工		I-79
		2	植生工	植生基材吹付工		I-79
				客土吹付工		I-79
	3-2-14-3		吹付工(仮設を含む)	コンクリート		I-80
モルタル					I-80	
3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		I-81	
			現場吹付法枠工		I-81	
	2	法枠工	プレキャスト法枠工		I-81	
3-2-14-6		アンカー工			I-81	
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		I-82
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工			I-82
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		I-83
				多数アンカー式補強土工法		I-83
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I-83
	3-2-15-4		井桁ブロック工			I-83
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		I-84
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		I-84
		3	浚渫船運転工	グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船（面管理の場合）		I-85
第18設 床版工	3-2-18-2		床版工			I-85

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 築堤・護岸						
第3節 計量盛土工	6-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	I-63
	6-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	I-63
	6-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	I-64
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I-64
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	I-64
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I-19
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I-19
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22
	6-1-7-4		護岸付属物工			I-86
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	I-23
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22
	6-1-7-7		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I-23
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-81
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
				巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
				かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	I-80
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	I-79
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I-3
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
かご枠				3-2-3-27羽口工	I-16	
連節ブロック張り				3-2-5-3連節ブロック張り	I-22	
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-82
第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14
	6-1-9-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14
	6-1-10-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
	6-1-10-8		杭出し水制工			I-86
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-24
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-53

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁		
第11節 付帯道路工	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-57		
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I-59		
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17		
	6-1-11-10		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	I-18		
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7		
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9		
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9		
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7		
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			I-86		
	6-1-13-4		ハンドホール工			I-87		
第2章 浚渫（川）								
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	I-84		
第3節 浚渫工（グラブ浚渫船）	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I-84		
第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	6-2-5-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I-84		
第3章 樋門・樋管								
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5		
第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	I-64		
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20		
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20		
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7		
	6-3-5-6	1	函渠工	本体工		I-87		
				ヒューム管		I-87		
				PC管		I-87		
				コルゲートパイプ		I-87		
				ダクタイル鋳鉄管		I-87		
		2	函渠工	PC函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16		
6-3-5-7				翼壁工		I-88		
6-3-5-8				水叩工		I-88		
第6節 護床工	6-3-6-3				根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	6-3-6-5				沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14		
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16		
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	I-16			
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17		
	6-3-7-4		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	I-18		
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	I-17		
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16		
第8節 付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8		
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	I-14		
第4章 水門								
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I-70		

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 工場製作工	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-75
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I-75
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I-76
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I-75
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	I-69
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-77
第5節 軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第6節 水門本体工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20
	6-4-6-6		矢板工(遮水矢板)		3-2-3-4矢板工	I-7
	6-4-6-7		床版工			I-88
	6-4-6-8		堰柱工			I-88
	6-4-6-9		門柱工			I-88
	6-4-6-10		ゲート操作台工			I-88
	6-4-6-11		胸壁工			I-88
第6節 水門本体工	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	I-88
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	I-88
第7節 護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	I-16	
第8節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	I-14
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-78
	6-4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-78
	6-4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-78
	6-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-78
	6-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-78
	6-4-9-9		架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-78
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	I-85
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-120
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-120
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-120
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-120
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	I-10

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 コンクリート管理橋 上部工(PC橋)	6-4-14-3		ポストテンション桁 製作工		3-2-3-13ポストテンション 桁製作工	I-11
	6-4-14-4		プレキャストセグメ ント桁製作工(購入 工)		3-2-3-13プレキャストセグ メント桁製作工(購入 工)	I-11
	6-4-14-5		プレキャストセグメ ント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグ メント主桁組立工	I-11
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
	6-4-14-7		架設工(クレーン架 設)		3-2-13架設工(コンクリ ート橋)	I-79
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリ ート橋)	I-79
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-85
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-120
第15節 コンクリート管理橋 上部工(PCホロー スラブ橋)	6-4-15-2		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
	6-4-15-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-120
	6-4-15-5		PCホロースラブ製 作工		3-2-3-15PCホロースラブ 製作工	I-12
第16節 橋梁付属物工(コン クリート管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-120
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-120
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-120
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-120
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-24
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	I-35
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	I-41
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	I-48
	6-4-18-9		グースアスファルト 舗装工		3-2-6-11グースアスファ ルト舗装工	I-50
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗 装工	I-53
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗 装工	I-57
	6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I-59
第5章 堰						
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	I-69
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I-70
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I-74
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製 作工	I-75
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製 作工	I-75
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作 工	I-76
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作 工		3-2-12-9プレビーム用桁 製作工	I-76
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製 作工	I-75
	6-5-3-12		アンカーフレーム製 作工		3-2-12-8アンカーフレーム 製作工	I-75

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 工場製作工	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	I-69
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-77
第5節 計量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20
	6-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-21
	6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-21
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	I-88
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	I-88
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	I-88
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	I-88
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	I-88
	6-5-6-13		閘門工			I-88
	6-5-6-14		土砂吐工			I-88
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82
	第7節 固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工
6-5-7-4			場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20
6-5-7-5			オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-21
6-5-7-6			ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-21
6-5-7-7			矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
6-5-7-8			堰本体工			I-88
6-5-7-9			水叩工			I-88
6-5-7-10			土砂吐工			I-88
6-5-7-11			取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82
第8節 魚道工		6-5-8-3		魚道本体工		
第9節 管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			I-89
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	6-5-10-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	6-5-10-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	6-5-10-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	6-5-10-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	6-5-10-9		架設工（トラベラークレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	I-85
第13節 橋梁付属物工（鋼管理橋）	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-120

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 橋梁付属物工(鋼管管理橋)	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-120
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-120
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-120
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-5-15-2		プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	I-10
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I-11
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	I-11
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I-11
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
	6-5-15-7		架設工(クレーン架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	I-79
	6-5-15-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリート橋)	I-79
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-85
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-120
	第16節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10支承工
6-5-16-4			落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-120
6-5-16-5			PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-12
第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
	6-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I-12
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-120
第18節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-120
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-120
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-120
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-120
第20節 付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	I-14
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
	6-6-4-6		本体工			I-90
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			I-90
第5節 沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第5節 沈砂池工	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20	
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82	
	6-6-5-7		コンクリート床版工			I-90	
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13	
	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17	
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20	
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20	
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	I-90	
第7章 床止め・床固め							
第3節 軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	
第4節 床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20	
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工			I-91
				植石張り	3-2-5-5石積(張)工	I-23	
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	I-13	
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82	
6-7-4-8		水叩工	水叩工			I-91	
			巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I-15		
			根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	I-13		
第5節 床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	I-91	
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	I-91	
	6-7-5-6		側壁工			I-91	
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	I-91	
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82	
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22	
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	I-23	
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I-19	
第8章 河川維持							
第7節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	I-3	
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-53	
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-24	
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8	
第9節 付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8	
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	I-9	
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	I-86	
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	I-87	
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	I-79	
第9章 河川修繕							
第3節 軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	
第4節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I-3	
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	I-79	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	I-16
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	I-22
				コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22
				石張工	3-2-5-5石積(張)工	I-23
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	I-79
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	I-23
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22
第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I-61
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I-61
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I-61
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	I-17
				集水柵工	3-2-3-30集水柵工	I-18
	6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	I-7
第8節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I-9

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防・護岸						
第3節 軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 地盤改良工	7-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	I-63
	7-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	I-63
	7-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	I-64
	7-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I-64
	7-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	I-64
第5節 護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14
	7-1-5-5		場所打コンクリート工			I-92
	7-1-5-6		海岸コンクリートブロック工			I-92
	7-1-5-7		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I-19
	7-1-5-8		基礎工		3-2-4-3基礎工(護岸)	I-19
	7-1-5-9		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
第6節 護岸工	7-1-6-3		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I-23
	7-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			I-92
	7-1-6-5		コンクリート被覆工			I-93
第7節 擁壁工	7-1-7-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82
第8節 天端被覆工	7-1-8-2		コンクリート被覆工			I-93
第9節 波返工	7-1-9-3		波返工			I-93
第10節 裏法被覆工	7-1-10-2		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I-23
	7-1-10-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22
	7-1-10-4		コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	I-93
	7-1-10-5		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-81
第11節 カルバート工	7-1-11-3		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16
第12節 排水構造物工	7-1-12-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	7-1-12-4		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	I-18
	7-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29暗渠工	I-17
				プレキャストボックス	3-2-3-29暗渠工	I-17
				コルゲートパイプ	3-2-3-29暗渠工	I-17
				タグタイル铸铁管	3-2-3-29暗渠工	I-17
	7-1-12-6		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
第13節 付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	7-1-13-6		階段工		3-2-3-22階段工	I-14
第14節 付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	7-1-14-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-24
	7-1-14-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-53
	7-1-14-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-57
	7-1-14-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	7-1-14-9		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	I-18
	7-1-14-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第14節 付帯道路工	7-1-14-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9	
第15節 付帯道路施設工	7-1-15-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9	
	7-1-15-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7	
第2章 突堤・人工岬							
第3節 軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	
第4節 突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			I-94	
	7-2-4-5		吸出し防止工			I-94	
第5節 突堤本体工	7-2-5-2		捨石工			I-94	
	7-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			I-95	
	7-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20	
	7-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20	
	7-2-5-8		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
	7-2-5-9		石枠工			I-95	
	7-2-5-10		場所打コンクリート工			I-95	
	7-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作			I-96
		2	ケーソン工	ケーソン工据付			I-96
		3	ケーソン工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			I-96
	7-2-5-12	1	セルラー工	セルラー工製作			I-97
		2	セルラー工	セルラー工据付			I-97
3		セルラー工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			I-97	
第6節 根固め工	7-2-6-2		捨石工			I-97	
	7-2-6-3		根固めブロック工			I-98	
第7節 消波工	7-2-7-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14	
	7-2-7-3		消波ブロック工			I-98	
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）							
第3節 海域堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			I-98	
	7-3-3-4		吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	I-94	
第4節 海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14	
	7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	I-95	
	7-3-4-4		ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	I-96	
	7-3-4-5		セルラー工		7-2-5-12セルラー工	I-97	
	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打ちコンクリート工	I-95	
第4章 浚渫（海）							
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	7-4-2-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I-84	
第3節 浚渫工（グラブ船）	7-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I-84	

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5章 養浜						
第2節 軽量盛土工	7-5-2-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第3節 砂止工	7-5-3-2		根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック工	I-98

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防えん堤						
第3節 工場製作工	8-1-3-3		鋼製えん堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工 (鋼製えん堤製作工(仮組立時))	I-73
	8-1-3-4		鋼製えん堤仮設材製作工			I-99
	8-1-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-77
第5節 軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第6節 法面工	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-79
	8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-80
	8-1-6-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-81
	8-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-81
	8-1-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	I-16	
第8節 コンクリートえん堤工	8-1-8-4		コンクリートえん堤本体工			I-99
	8-1-8-5		コンクリート副えん堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I-99
	8-1-8-6		コンクリート側壁工			I-99
	8-1-8-8		水叩工			I-100
第9節 鋼製えん堤工	8-1-9-5		鋼製えん堤本体工	不透過型		I-100
				透過型		I-101
	8-1-9-6		鋼製側壁工			I-102
	8-1-9-7		コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	I-99
	8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8水叩工	I-100
8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18	
第10節 護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	8-1-10-6		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14
	8-1-10-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	I-16	
第11節 砂防えん堤付属物設置工	8-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第12節 付帯道路工	8-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	8-1-12-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-24
	8-1-12-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-53
	8-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-57
	8-1-12-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	8-1-12-9		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	I-18
	8-1-12-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7
	8-1-12-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9
第13節 付帯道路施設工	8-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9
	8-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7
第2章 流路						
第3節 軽量盛土工	8-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 流路護岸工	8-2-4-4		基礎工(護岸)		3-2-4-3基礎工(護岸)	I-19
	8-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節 流路護岸工	8-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22
	8-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	I-23
	8-2-4-8		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	I-86
	8-2-4-9		植生工		3-2-14-2植生工	I-79
第5節 床固め工	8-2-5-4		床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I-99
	8-2-5-5		垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I-99
	8-2-5-6		側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	I-99
	8-2-5-7		水叩工		8-1-8-8水叩工	I-100
	8-2-5-8		魚道工			I-102
第6節 根固め・水制工	8-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	8-2-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14
	8-2-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
かごマット				3-2-3-26多自然型護岸工	I-15	
第7節 流路付属物設置工	8-2-7-2		階段工		3-2-3-22階段工	I-14
	8-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第3章 斜面对策						
第3節 軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-79
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	I-80
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-81
	8-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
	8-3-4-6		アンカー工(プレキャストコンクリート板)		3-2-14-6アンカー工	I-81
	8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-81
第5節 擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-82
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	I-83
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	I-83
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	I-109
第6節 山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	8-3-6-4		山腹明暗渠工			I-102
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	I-17
	8-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	8-3-6-7		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	I-18
第7節 地下水排除工	8-3-7-4		集排水ボーリング工			I-103
	8-3-7-5		集水井工			I-103
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	I-64

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 地下水遮断工	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 7
第9節 抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 20
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 20
	8-3-9-5		シャフト工（深礎工）		3-2-4-6深礎工	I - 21
	8-3-9-6		合成杭工			I - 103

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工	本体		I-104
	9-1-4		コンクリートダム工	水叩		I-104
	9-1-4		コンクリートダム工	副ダム		I-105
	9-1-4		コンクリートダム工	導流壁		I-106
第2章 フィルダム						
第4節 盛立工	9-2-4-5		コアの盛立			I-107
	9-2-4-6		フィルターの盛立			I-107
	9-2-4-7		ロックの盛立			I-107
	9-2		フィルダム（洪水吐）			I-108
第3章 基礎グラウチング						
第3節 ボーリング工	9-3-3		ボーリング工			I-108

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		I-109
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	I-77
第4節 地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	I-62
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	I-42
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	I-62
	10-1-4-5		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	I-64
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I-64
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	I-64
第5節 法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-79
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-80
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-81
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-81
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	I-16	
第6節 軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-82
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3補強土壁工	I-83
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	I-83
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	I-83
10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	I-83	
第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22
	10-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-23
第9節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20
	10-1-9-6		場所打函渠工			I-109
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-1-10-5		集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	I-18
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	10-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	I-17
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			I-109
	10-1-11-5		落石防護柵工			I-109

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-6		防雪柵工			I-110
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			I-110
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			I-110
	10-1-12-5		遮音壁本体工			I-110
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	I-62
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	I-42
第4節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-24
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	I-36
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	I-41
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	I-48
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I-50
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-53
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-57
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I-59
	10-2-4		歩道路盤工			I-111
	10-2-4		取合舗装路盤工			I-111
	10-2-4		路肩舗装路盤工			I-111
	10-2-4		歩道舗装工			I-111
	10-2-4		取合舗装工			I-111
	10-2-4		路肩舗装工			I-111
	10-2-4		表層工			I-111
第5節 排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-2-5-5		集水柵（街渠柵）・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	I-18
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	10-2-5-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			I-112
第6節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7
第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		I-112
				ラバーシュー		I-112
				アンカーボルト		I-112
第8節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第9節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		I-112
		2	大型標識工	標識柱工		I-112

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			I-113
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		I-113
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		I-113
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	I-69
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			I-114
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I-75
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-77
第5節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第6節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I-21
	10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-21
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-21
	10-3-6-8		橋台躯体工			I-115
第7節 RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I-21
	10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-21
	10-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-21
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	I-22
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		I-116
				重力式		I-116
				半重力式		I-116
2	橋脚躯体工	ラーメン式		I-117		
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I-21
	10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-21
	10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-21
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	I-22
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		I-117
		2	橋脚フーチング工	門型		I-118
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		I-118
		2	橋脚架設工	門型		I-118
	10-3-8-11		現場継手工			I-118

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-19
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-19
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	I-86
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	I-23
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22
	10-3-11-6		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-23
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-81
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
			多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
			多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	I-80
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	I-79
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I-3
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
		かご枠		3-2-3-27羽口工	I-16	
		連節ブロック張り		3-2-5-3連節ブロック張り	I-22	
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-82
第4章 鋼橋上部						
第3節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I-70
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I-74
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-74
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I-75
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I-76
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I-75
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			I-119
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	I-70
	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I-75
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-77
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	10-4-5-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	10-4-5-6		架設工（ケーブルエクシジョン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	10-4-5-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	10-4-5-9		架設工（トラベラー クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		I-119
2		支承工	ゴム支承		I-119	
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
第7節 床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	I-85
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	10-4-8-3		落橋防止装置工			I-120
	10-4-8-5		地覆工			I-120
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			I-119
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			I-120
	10-4-8-8		検査路工			I-120
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9橋脚フーチング工	I-117
				T型	10-3-8-9橋脚フーチング工	I-117
	10-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	I-76
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I-75
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-74
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I-74
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-77
第5節 PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	I-10
				スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	I-10
	10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I-11
	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	I-11
	10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I-11
	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
	10-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	I-79
	10-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	I-79
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-85

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 PC橋工	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-120
第6節 プレベーム桁橋工	10-5-6-2		プレベーム桁製作工	現場		I-121
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
	10-5-6-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	10-5-6-5		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-85
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-120
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
	10-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-12
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-120
第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
	10-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-12
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-120
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-12
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I-12
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-120
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I-12
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
	10-5-11-4		架設工（片持架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	I-79
第12節 PC押し箱桁橋工	10-5-12-2		PC押し箱桁製作工		3-2-3-16PC押し箱桁製作工	I-13
	10-5-12-3		架設工（押し架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	I-79
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-120
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-120
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-120
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-120
第6章 トンネル（NATM）						
第4節 支保工	10-6-4-3		吹付工			I-121
	10-6-4-4		ロックボルト工			I-121
第5節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			I-122
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	I-122
	10-6-5-5		床版コンクリート工			I-122
第6節 インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			I-123
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			I-123

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 坑門工	10-6-8-5		明り巻工			I-124
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-77
第6節 現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			I-125
	10-11-6-4		カラー継手工			I-125
	10-11-6-5	1	防水工	防水		I-125
		2	防水工	防水保護工		I-125
3		防水工	防水壁		I-126	
第7節 プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト躯体工			I-126
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		I-126
	10-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		I-127
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2現場打躯体工	I-125
	10-12-6-2		ハンドホール工			I-127
第6節 付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			I-127
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2管路工(管路部)	I-126
第4節 付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール工	I-127
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I-61
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I-61
	10-14-4-5		切削オーバーレイ工			I-128
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I-61
	10-14-4-7		路上再生工			I-128
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-57
第5節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-14-5-5		集水柵・マンホール工		3-2-3-30集水柵工	I-18
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	I-17
第6節 防護柵工	10-14-6-2		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-14-6-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第7節 標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	I-112
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	I-113
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	I-113
第9節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-82

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 石・ブロック積 (張)工	10-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22
	10-14-11-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I-23
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I-109
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-79
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-80
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-81
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-81
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
		ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I-16	
第15節 橋梁付属物工	10-15-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	10-15-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-120
	10-15-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-120
	10-15-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-120
	10-15-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-120
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I-9
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			I-129
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I-75
第5節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I-61
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I-61
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	I-128
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I-61
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	I-128
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-57
第6節 排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-16-6-5		集水枡・マンホール工		3-2-3-30集水枡工	I-18
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	I-17
第7節 縁石工	10-17-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第9節 標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	I-112
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 道路付属施設工	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	I-113
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	I-113
第13節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-82
第15節 石・ブロック積(張)工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22
	10-16-15-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I-23
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I-109
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-79
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-80
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-81
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-81
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	I-16	
第18節 落石雪害防止工	10-18-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	I-109
	10-18-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	I-109
	10-18-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	I-110
	10-18-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	I-110
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	I-129
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	I-119
	10-16-21-4		PC橋支承工		10-4-5-10支承工	I-119
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-120
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-120
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-120
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-120
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-120
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I-9

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	3	2	1	掘削工	基準	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」または「R T K-G N Sを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書による測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2
						法長	φ < 5m φ ≥ 5m 法長 - 4%			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	3	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平場	平均値 ±50	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「TS等理要領(土工編(案))」、「TS(ノンブリズ工編(案))」、「RTK-GNSS工編(案))」を用いた出来形管理要領(土工編(案))」または「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編(案))」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で計測との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		
						法面 (小段含む)	平均値 ±70			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
1	共通編	2	土工	3	河川・海岸・砂防土工	1	盛土工	3	1-2-3-3	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>基準高は各法肩で測定。</p> <p>ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の報定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。</p>		1-2-3-3		
													基準高▽	-50
													法長φ	-100
													幅 w1, w2	法長-2% -100

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編	2	3	2	盛土工 (面管理の場合)				1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「T S等理要領(土工編(案))」、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「T S(ノンブリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編(案))」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編(案))」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		1-2-3-3
							標高較差	平均値 -50	個々の計測値 -150		
							天端				
							法面 4割<勾配	-50	-170		
							法面 4割≧勾配 (小段含む)	-60	-170		
							※ただし、勾配は、鉛直方向の長さ1に對する、水平方向の長さXをX割と表したものを				
									2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。		
									3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		
									4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。		
									5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のもは1施工箇所につき2ヶ所。		1-2-3-4
						厚さ t	-50			
						控え長さ	設計値以上			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のもは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-3-5
						幅				
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ t	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のもは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6
						厚さ t	-50			
						幅 w	-100			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編	2	土工	4	道路土工	1	掘削工		基準	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき 1 箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 ただし、「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」または「RTK-GNS Sを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書(測点毎)の測点高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2
									高さ	φ < 5m			
									法長	φ ≥ 5m			
									幅	w			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

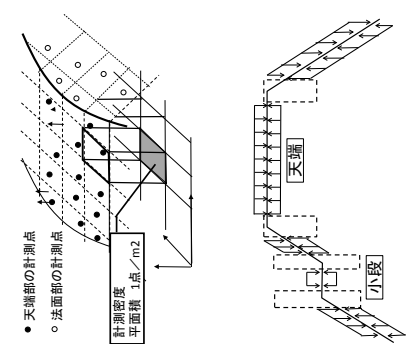
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	4	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平場	平均値 ±50	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「TSS等理要領(土工編(案))」、「TSS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「TSS(ノンブリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編(案))」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編(案))」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		
						法面 (小段 含む)	個々の計測値 ±150 ±160			
1	2	4	2	2	掘削工 (面管理の場合)	標高較差 水平または 標高較差		3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		
1	2	4	2	2	掘削工 (面管理の場合)			4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。		
1	2	4	2	2	掘削工 (面管理の場合)			5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編	2	4	3	1	路体盛土工 路床盛土工	基準	高▽	±50	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、「T S等光波方式を用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」または「R T K-G N Sを用いた出来形管理要領 (土工編) (案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書による測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>		1-2-4-3 1-2-4-4
							法長	θ < 5m	-100			
								θ ≥ 5m	法長 - 2%			
							幅	w ₁ , w ₂	-100			

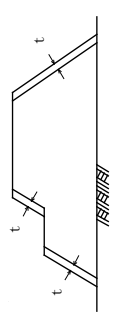
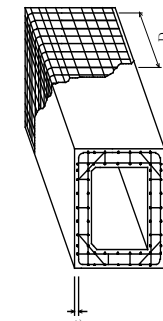
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

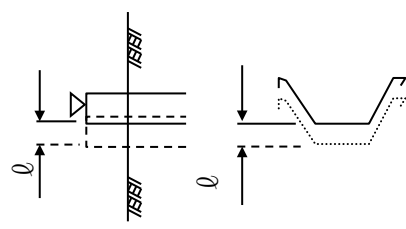
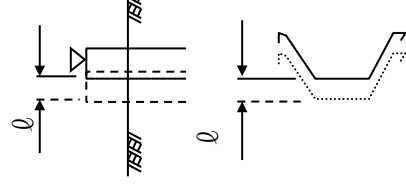
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	4	3	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	平均値 ±50	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「TSS等理要領(土工編(案))」、「TSS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「TSS(ノンブリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(土工編(案))」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編(案))」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		
						法面 (小段含む)	±80	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1	2	4	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
1	3	7	4			組立て	平均間隔 d かぶり t	±φ ±φかつ 最小かぶり 以上	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所に測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編 2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編 6.6）による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面種25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	

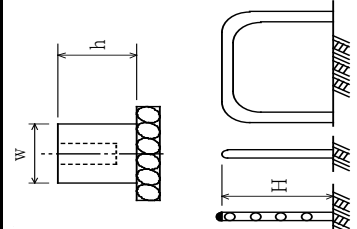
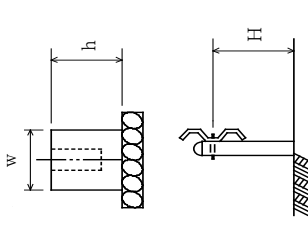
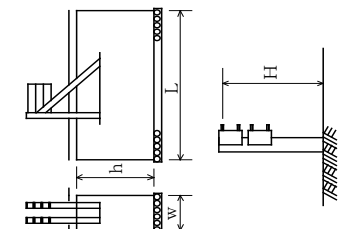
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	3	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m (測点間隔25mの場合)につき1ヶ所、延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-4
							根入長	設計値以上			
							変位 ϕ	100			
3	土木工事共通編	2	3	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所		3-2-3-5
							設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基礎 基礎 I 基毎		
							基礎	幅 w (D) 高さ h 根入れ長			
3	土木工事共通編	2	3	6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上		1ヶ所/1基礎 基礎 I 基毎	3-2-3-6
							基礎	幅 w (D) 高さ h 根入れ長	設計値以上		

単位：mm

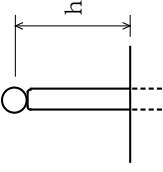
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)		基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。		3-2-3-7
								高さ h	-30			
								パイプ取付高 H	+30 -20			
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)		基礎	幅 w	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。		3-2-3-8
								高さ h	-30			
								ビーム取付高 H	+30 -20			
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)		基礎	幅 w	-30	1ヶ所/1基礎毎		3-2-3-8
								高さ h	-30			
								延長 L	-100			
3	2	3	8				ケーブル取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストポイントにより測定。		3-2-3-9
						幅 w	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-2-3-10
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧 II-82「表- II.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごととの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1 ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11

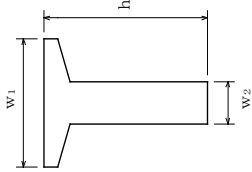
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作 工(購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行するJISに基づ く試験成績表に替えることができる。		3-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ ₁	±8			
						横方向の曲がり δ ₂	±10			
3	2	3	12	2	プレテンション桁製作 工(購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10… L ≤ 10m ±L/1000… L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行するJISに基づ く試験成績表に替えることができる。		3-2-3-12
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ ₁	±8			
						横方向の曲がり δ ₂	±10			

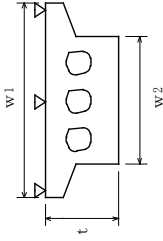
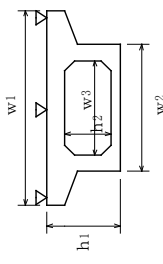
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	13	1	ポステンション桁製作工	幅(上) w_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストレング後後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 θ ：支間長 (m)		3-2-3-13 注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面種25以上のポット(工場製作のプレキャスト製品は全てを対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅(下) w_2	±5			
						高さ h	+10 -5			
						桁長 θ 支間長	$\theta < 15 \dots \pm 10$ $\theta \geq 15 \dots$ $\pm (0-5)$ かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8 θ			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	13	2	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	桁長 θ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所所で測定。		3-2-3-13
						断面の外形寸法 (mm)	—			
						桁長 θ 支間長	$\theta < 15 \dots \pm 10$ $\theta \geq 15 \dots$ $\pm (0-5)$ かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8 θ			
						断面の外形寸法 (mm)	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁長 θ 支間長	$\theta < 15 \dots \pm 10$ $\theta \geq 15 \dots$ $\pm (0-5)$ かつ -30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストレング後後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする θ ：支間長 (m)		3-2-3-14
						横方向最大タワミ	0.8 θ			
						桁長 θ 支間長	$\theta < 15 \dots \pm 10$ $\theta \geq 15 \dots$ $\pm (0-5)$ かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8 θ			
						断面の外形寸法 (mm)	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	15		P Cホロースラブ製作工	基準高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ϕ ：桁長 (m)		3-2-3-15 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面種25以上のポットスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全て対象）において対象製品は全ての工種（鉄筋の配筋状況及びかぶり）については、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$			
						厚 さ t	$-10 \sim +20$			
						桁 長 ϕ	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (0-5)$ かつ -30mm 以内			
3	2	3	16		P C箱桁製作工	基準高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ϕ ：桁長 (m)		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面種25以上のポットスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全て対象）において対象製品は全ての工種（鉄筋の配筋状況及びかぶり）については、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 (上) w_1	$-5 \sim +30$			
						幅 (下) w_2	$-5 \sim +30$			
						内 空 幅 w_3	± 5			
高 さ h_1	$+10$ -5									
内空高さ h_2	$+10$ -5									
桁 長 ϕ	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (0-5)$ かつ -30mm 以内									

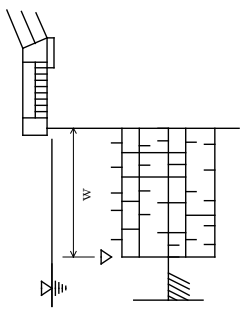
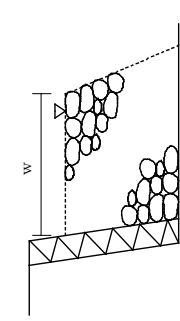
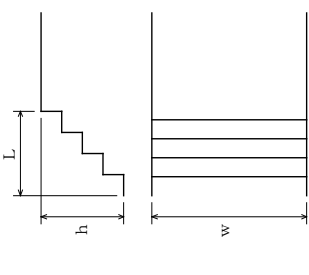
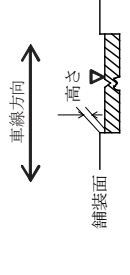
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
3	土木工事共通編	3	16	2	PC押出し箱桁製作工	幅(上) w_1	-5~+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ϕ ：桁長(m)		3-2-3-16 注)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面種25cm以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全てを対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する			
						幅(下) w_2	-5~+30						
						内空幅 w_3	±5						
						高さ h_1	+10 -5						
						内空高さ h_2	+10 -5						
						桁長 ϕ	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5)$ かつ -30mm以内						
						基準高▽	±100				施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-17
						層積					幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
						厚さ t	-20						
						幅 w_1, w_2	-20						
延長 L_1, L_2	-200	1施工箇所毎											
乱積		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。											
基準高▽	± t / 2												
延長 L_1, L_2	- t / 2	1施工箇所毎											
					tは根詰めブロックの高さ								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	18		沈床工		基準高 ∇	±150	1組毎		3-2-3-18
							幅 w	±300			
							延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	19		捨石工		基準高 ∇	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-19
							幅 w	-100			
							延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	22		階段工		幅 w	-30	1回/1施工箇所		3-2-3-22
							高さ h	-30			
							長さ L	-30			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)		据付け高さ	±3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
							表面の凹凸	3			
							仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2			

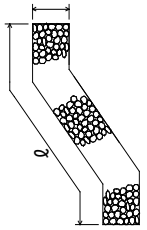
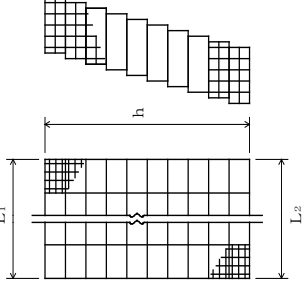
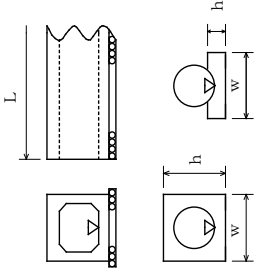
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	種	高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点		3-2-3-24
							車線方向各点 誤差の相対差	3			
	3 共通の工種	24	3	2	表面の凹凸	種	表面の凹凸	3	歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24
							歯型板面の歯咬み 部の高低差	2			
							歯咬み合い部の縦方向 間隔W1	±2			
							歯咬み合い部の横方向 間隔W2	±5			
							仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2			
							表面の凹凸	3			
	2 一般施工	3 共通の工種	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	種	仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3	表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
							表面の凹凸	3			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	種	基準高▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26
							法長φ	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	種	延長L	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26
							法長φ	-100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	種	厚さt	-0.2t	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26
							延長L	-200			

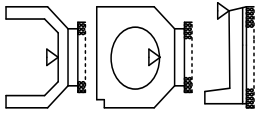
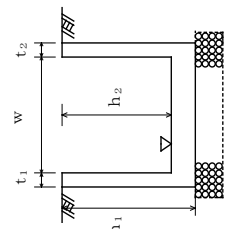
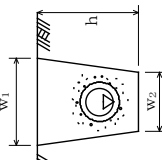
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	27	1	羽口工 (じやかご)	法長 ϕ	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
						$\phi < 3m$				
						$\phi \geq 3m$	-100			
					厚さ t	-50				
3	2	3	27	2	(ふとんかご、かご 枠)	高さ h	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
						延長 L ₁ , L ₂	-200			
3	2	3	28	プレキヤストカルバート工 (プレキヤストボックス工) (プレキヤストパイプ工)	基準高 ∇	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。 1 施工箇所毎		3-2-3-28	
					※幅 w	-50				
					※高さ h	-30				
					延長 L	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29
						延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所		
3	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	-30			
						延長 L	-200	1施工箇所毎		
3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。 延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29
						幅 w_1, w_2	-50			
						深さ h	-30			
						延長 L	-200	1施工箇所毎		

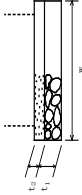
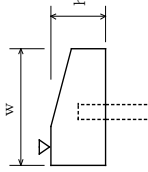
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	30		集水排水工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
3	2	3	31		現場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは500m²とする。</p> <p>1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m²に満たない場合は10m²ごとに1点とする。</p>	3-2-3-31	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	1	一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅	設計値以上	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-1
						高さ	-30			
						延長	各構造物の規格値による			
3	土木工事共通編	2	一般施工	1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-3
						幅	-30			
						高さ	-30			
						延長	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-3
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高 ∇	± 50	全数について杭中心で測定。		3-2-4-4
						根入 長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾 斜	1/100以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高 ∇	± 50	全数について杭中心で測定。		3-2-4-4
						根入 長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾 斜	1/100以内			
						杭 径 D	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高 ∇	± 50	全数について杭中心で測定。		3-2-4-5
						根入 長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾 斜	1/100以内			
						杭 径 D	設計径(公称径) -30以上			

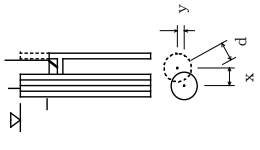
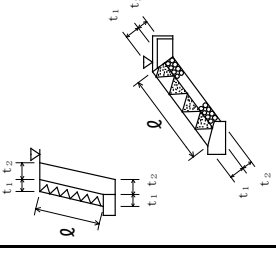
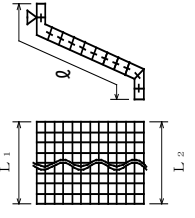
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高 ∇	± 50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-6
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	150以内			
						傾 斜	1/50以内			
						基 礎 径 D	設計径 (公称径) 以上※			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高 ∇	± 100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-7
						ケーソンの長さ ℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏 心 量 d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高 ∇	± 100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-2-4-8
						ケーソンの長さ ℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏 心 量 d	300以内			

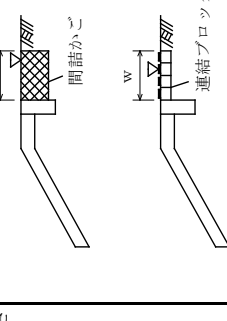
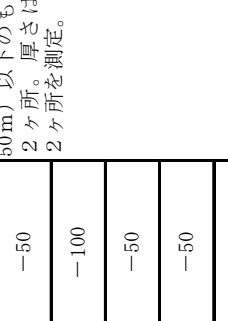
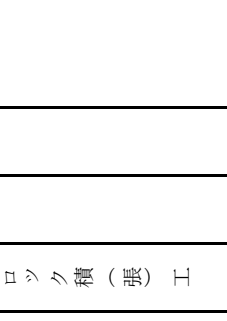
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。		3-2-4-9	
						根入長	設計値以上				
						偏心量 d	300以内				
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-2-5-3	
						法長 ϕ	$\phi < 3m$				-50
							$\phi \geq 3m$				-100
						厚さ (ブロック積張) t_1	-50				
						厚さ (裏込) t_2	-50				
						延長 L	-200				
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連筋ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-5-3	
						法長 ϕ	-100				
							延長 L_1, L_2				-200

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-5-3
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3	2	5	4	緑化ブロック工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-2-5-4	
					法長 ϕ	-50				
					厚さ (ブロック) t_1	-50				
					厚さ (裏込) t_2	-50				
						延長 L	-200			
3	2	5	5	石積 (張) 工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-2-5-5	
					法長 ϕ	-50				
					厚さ (石積・張) t_1	-50				
					厚さ (裏込) t_2	-50				
						延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上	±40	小規模以下	±50	中規模以上	—	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事とい る。舗装施工面積が10,000m ² 以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X ₁₀) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が10個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。
						厚 さ	中規模以上	-45	-45	小規模以下	-45	-15	
						幅	中規模以上	-50	-50	小規模以下	-50	-	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	中規模以上	±90	中規模以上	+40	小規模以下	3-2-6-7	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>
						厚さあるいは基準高較差	中規模以上	±90	中規模以上	+40	小規模以下		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均					
3	2	1	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	中規模 以上	-25	小規模 以下	-30	中規模 以上	小規模 以下	-10	3-2-6-7
						幅	-50	-50	-	-				
<p>単位：mm</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X10) について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。</p> <p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り 起こして測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で 測定することができる。</p>														

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	-54	-63	-8	-10	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を含む、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>
							中規模以上	小規模以下					<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「T S (ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均					
3	2	1	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	中規模 以上	-25	小規模 以下	-30	中規模 以上	-8	小規模 以下	-10
						幅	-50	-50	-	-				
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	中規模 以上	-25	小規模 以下	-30	中規模 以上	-8	小規模 以下	-10
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	幅	-50	-50	-	-	-	-	-	

単位：mm

3-2-6-7

工事規模の考え方
中規模以上の工事とは、管理図等を
描いた上での管理が可能な工事とい
い、舗装施工面積が10,000m²以上あ
るいは使用する基層および表層用混
合物の総使用量が、3,000 t 以上の場
合が該当する。
小規模工事とは、中規模以上の工
事より規模は小さいものの、管理結
果を施工管理に反映できる規模の工
事をいい、同一工種の施工が数日連
続する場合で、次のいずれかに該当
するものをいう。
①施工面積で2,000m²以上10,000m²未
満
②使用する基層及び表層用混合物の
総使用量が500t以上3,000t未満
厚さは、個々の測定値が10個に9個
以上の割合で規格値を満足しなけれ
ばならないとともに、10個の測定値
の平均値 (X10) について満足しなけ
ればならない。ただし、厚さのデー
タ数が10個未満の場合は測定値の平
均値は適用しない。

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	-54	-63	-8	-10	3-2-6-7

単位：mm

工事規模の考え方
中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を含む、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。
小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。
①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満
②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満

1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーガイダンスキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザーガイダンスキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「T S (ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。
2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。
3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。
4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。
5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均					
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	中規模 以上	-15	小規模 以下	-20	中規模 以上	-5	小規模 以下	-7
						幅	-50	-50	-	-				
<p>単位：mm</p> <p>①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 ③厚さは、個々の測定値が10個に9個以上割合で規格値を満足しなければならぬとともにも、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を含む。舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 ③厚さは、個々の測定値が10個に9個以上割合で規格値を満足しなければならぬとともにも、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m²に1個の割でコア一書採取して測定。ただし、幅は設計図書で測定する点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p>														

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	-36	-45	-5	-7	3-2-6-7

単位：mm

工事規模の考え方
中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事であり、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場
合が該当する。
小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。
①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満
②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満

- 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。
- 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。
- 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。
- 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。
- 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模 以上	-9	小規模 以下	-12	中規模 以上	-3	小規模 以下	-4	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一書を採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を含む。舗装施工面積が10,000㎡以上あり、舗装施工面積が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
						幅	中規模 以上	-25	小規模 以下	-25	中規模 以上	-	小規模 以下	-	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -20	小規模以下 -25	中規模以上 -3	小規模以下 -4	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7	
											1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーガイダンスキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザーガイダンスキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「T S (ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均							
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	中規模 以上	-7	小規模 以下	-9	中規模 以上	-2	小規模 以下	-3	<p>単位：mm</p> <p>3-2-6-7</p> <p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事とい える、舗装施工面積が10,000m²以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X10) について満足しなけ ればならない。ただし、厚さのデー タ数が10個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。</p>	
						幅	中規模 以上	-25	小規模 以下	-25	中規模 以上	-	小規模 以下	-		幅は、延長80m毎に1ヶ所の軸とし、 厚さは、1,000m ² に1個の割合でコア一 を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。
						平坦性	—	3m ² プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き) (σ)1.75mm以 下	—	—	—	—	—	—		—

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -17	小規模以下 -20	中規模以上 -2	小規模以下 -3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーガイスタナレー」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))、「地上移動体搭載型レーザーガイスタナレー」を用いた出来形管理要領(案)または「T S (ノンブリスム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割と し、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り 起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測 定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上ででの管理が可能ない事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合は該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できざる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合は該当する。	3-2-6-8
						厚さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—	ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長80m以下の間隔で測定することが できる。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	中規模以上 ±90	小規模以下 ±90	中規模以上 +40 -15	小規模以下 +50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「T S (ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能ない、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	中規模以上 ±90	小規模以下 ±90	中規模以上 +40 -15	小規模以下 +50 -15			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	中規模以上	-25	小規模以下	-30	中規模以上	-8	小規模以下	-10	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能ない、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。
						幅	中規模以上	-50	小規模以下	-50	中規模以上	-	小規模以下	-	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	-54	-63	-8	-10	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>
															<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m² (平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。</p>

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚	中規模以上	-25	小規模以下	-30	中規模以上	-8	小規模以下	-10	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能ないし、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
						幅	中規模以上	-50	小規模以下	-50	中規模以上	-	小規模以下	-	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	-54	-63	-8	-10	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能ないし、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
							中規模以上	小規模以下	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	中規模以上 -15	小規模以下 -20	中規模以上 -5	小規模以下 -7	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能ない、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8	
						幅	中規模以上 -50	小規模以下 -50	中規模以上 -	小規模以下 -	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコア一を採取して測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均							
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	-36	-45	-5	-7	3-2-6-8	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
															<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。</p>	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さ	中規模以上	-9	小規模以下	-12	中規模以上	-3	小規模以下	-4	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能ない事をい い、基層および表層用混合物の総使 用量が3,000 t 以上の場合が該当す る。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できざる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床 版等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。
						幅	中規模以上	-25	小規模以下	-25	中規模以上	-	小規模以下	-	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要		
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	-20	-25	-3	-4	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
															1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーガイスタナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザーガイスタナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均	個々の測定値(X)			
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	中規模以上 -7	中規模以上 -2	小規模以下 -3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコア一書を採用して測定。ただし、幅は設計図書の測定点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能ない、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						幅	-25	-25	-			
						平坦性	-	3m ² プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -17	中規模以下 -20	中規模以上 -2	中規模以下 -3	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8	
						平 坦 性	—	3m ² プロット/メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーガスターナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザーガスターナーを用いた出来形管理要領(案)」または「T S (ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能ないし、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						厚さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	中規模以上 ±90	中規模以上 +40	小規模以下 +50	小規模以下 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能ない、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規程の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	中規模以上 ±90	中規模以上 +40	小規模以下 +50	小規模以下 -15			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要		
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	1	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	中規模以上	-25	小規模以下	-30	中規模以上	-8	小規模以下	-10	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を用いた上での管理が可能ないし、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
						幅	中規模以上	-50	小規模以下	-50	中規模以上	-	小規模以下	-	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	-54	-63	中規模以上	小規模以下	-10
													<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p> <p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。</p>

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要		
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	中規模以上	-25	小規模以下	-30	中規模以上	-8	小規模以下	-10	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能ないし、基礎および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
						幅	中規模以上	-50	小規模以下	-50	中規模以上	-	小規模以下	-	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	-54	-63	-8	-10	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
							中規模以上	小規模以下					1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (舗装工事編 (案))」、 「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領 (案)」または「TS (ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	中規模 以上	-15	小規模 以下	-20	中規模 以上	-5	小規模 以下	-7	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能ないし、基礎および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規程の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	中規模 以上	-50	小規模 以下	-50	中規模 以上	-	小規模 以下	-	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -36	小規模以下 -45	中規模以上 -5	小規模以下 -7	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	
											1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)			
							中規模以上	小規模以下	*面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚さ	中規模以上 -9	小規模以下 -12	中規模以上 -3	小規模以下 -4	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能ない事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
				幅	中規模以上 -25	小規模以下 -25	中規模以上 -	小規模以下 -				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均							
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	-20	-25	-3	-4	3-2-6-9	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
															<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーガイダンスキヤナードを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザーガイダンスキヤナードを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。</p>	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均							
3	2	6	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	中規模以上	-7	小規模以下	-9	中規模以上	-2	小規模以下	-3	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能ないし、基礎および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
						幅	-25	-25	-	-					
						平 坦 性	-	3m ² プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き)	-	-					

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「T S (ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能ない工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						平坦性	中規模以上	小規模以下	3m ² プロット/メーカ(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	-17			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
						個々の測定値(X)	測定値の平均			
3	2	6	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	中規模以上	中規模以上	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起しして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらずに延長80m以下の間隔で測定することができるとする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10
						小規模以下	—			
						±50	—			
					厚さ	t < 15cm	-10			
					幅	t ≥ 15cm	-15			
						-100	—			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						個々の測定値 (X)	測定値の平均				
3	2	6	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	標準高▽	中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	3-2-6-10		
					厚さあるいは標準高較差	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーガースキヤナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、地上移動体搭載型レーザーガースキヤナーを用いた出来形管理要領(案)または「T.S.(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映でき、規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						t ≥ 15cm	±90	+50 -15	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。		
						t < 15cm	+90 -70	+50 -10	3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		
						t ≥ 15cm	±90	+50 -15	4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
						個々の測定値(X)	測定値の平均			
3	2	6	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	中規模以上 -9	中規模以上 -3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書に準拠する。延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方は、管理図等を描いた上で、管理が可能な工事の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取については、橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10
					幅	中規模以上 -25	中規模以上 -			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	枝番	工 種	測定項目	規格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						個々の測定値 (X)	測定値の平均			
3	2	6	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	中規模 以上	中規模 以上	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーガースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザーガースキャナーを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規程の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	11	1	グラスアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	中規模以上	-15	小規模以下	-20	中規模以上	-5	小規模以下	-7	工事規模の考え方は、中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能ないし、基礎および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	中規模以上	-50	小規模以下	-50	中規模以上	-	小規模以下	-	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	11	2	グーアスアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -36	小規模以下 -45	中規模以上 -5	小規模以下 -7	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	
											1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さととの差とする。		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要		
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	11	3	グーラスアスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	中規模以上	-9	小規模以下	-12	中規模以上	-3	小規模以下	-4	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能ないし、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取については 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
						幅	中規模以上	-25	小規模以下	-25	中規模以上	-	小規模以下	-	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	11	4	グーラスアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	-20	-25	-3	-4	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
															1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	11	5	グーラスアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	中規模以上	-7	小規模以下	-9	中規模以上	-2	小規模以下	-3	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能ない、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	-25	-25	-	-	-	-	-		
						平坦性	-	-	3m ² プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	-	-	-	-		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	11	6	グーラスアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -17	小規模以下 -20	中規模以上 -2	小規模以下 -3	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能ない、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規程の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11	
						平坦性	中規模以上 -	小規模以下 -	中規模以上 -	小規模以下 -	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「T S (ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模 以上	±40	中規模 以上	小規模 以下	—	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱スフアルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の場合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しな ければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						厚 さ	中規模 以上	±45	中規模 以上	小規模 以下	-15		
						幅	中規模 以上	±50	中規模 以上	小規模 以下	—		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均	規格			
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	中規模以上 ±90	中規模以上 +40 -15	中規模以上 +50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「T S (ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	中規模以下 ±90	中規模以下 +40 -15	小規模以下 +50 -15			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	中規模 以上	-25	小規模 以下	-30	中規模 以上	小規模 以下	3-2-6-12
						幅	-50		-8		-		

工事規模の考え方
 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。
 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
 コア一採取について
 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均					
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	-55	-66	-8	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。
													1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーガイダンスキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザーキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均					
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)	厚 さ	中規模 以上	-25	小規模 以下	-30	中規模 以上	小規模 以下	-8	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
						幅	-50		-		-			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均					
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	-55	-66	-8	中規模以上	小規模 以下	3-2-6-12

単位：mm

工事規模の考え方
中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。
小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。

1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「T S (ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。

2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。

3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。

4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。

5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さととの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	中規模 以上	-9	中規模 以上	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一書採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	小規模 以下	-12	小規模 以下	-			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -20	中規模以上 小規模以下 -27	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均 -3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「T S (ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方で、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	種 工	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X ₁₀) *面管理の場合は 測定値の平均				
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装 版工)	厚さ	中規模 以上	小規模 以下	-10	-3.5	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱ア スファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未 満。	3-2-6-12	
						幅	中規模 以上	小規模 以下	-25	—	厚さは、個々の測定値が10個に9 個以上の割合で規格値を満足しなけ ればならないとともに、10個の測定 値の平均値 (X ₁₀) について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。		
						平坦性	—	コンクリート の硬化後 3mプロファイル メーターによ り機械舗設の 場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場 合(σ)3mm以下	—	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後 各車線200m毎に水糸又はレベルによ り1測線当たり横断方向に3ヶ所以上 測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割 で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。なお、ス リップフォーム工法の場合は、厚さ管 理に關し、打設前に各車線の中心付近 で各車線200m毎に水糸又はレベルに より1測線当たり横断方向に3ヶ所以 上路盤の基準高を測定し、測定打設後 に各車線200m毎に両側の版縁を測定す る。ただし、幅は設計図書の測定によ らず延長80m以下の間隔で測定するこ とができる。			
3	2	1	12	9	目地段差	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線 及び端部で測定。	維持工事においては、平坦性の項 目を省略することが出来る。					

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	-22	-3.5	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	
						平坦性	中規模以上	小規模以下	—	3m ² プロファイル(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「T S (ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	—	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりが2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しななければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しななければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12	
						厚 さ	-45	-15			基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		
						幅	-50	-				維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	基準高▽ 厚さあるいは標高較差	中規模以上 ±90	小規模以下 ±90	中規模以上 +40 -15	小規模以下 +50 -15	工事規模の考え方が、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-2-6-12	
											1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	1	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	中規模以上	-25	中規模以上	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しななければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しななければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
							小規模以下	-30	小規模以下	-			
						幅							

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均					
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	-55	-66	-8	中規模以上	小規模以下	3-2-6-12
<p>単位：mm</p> <p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事編（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（案）」または「TS（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p> <p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p>														

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一を採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均					
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	中規模 以上	-9	小規模 以下	-12	中規模 以上	小規模 以下	3-2-6-12	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
						幅	中規模 以上	-25	小規模 以下	-	中規模 以上	小規模 以下		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -20	小規模以下 -27	中規模以上 -3	小規模以下	3-2-6-12	
<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」、「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「T S (ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編(案))」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>												

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	中規模 以上	-15	中規模 以上	-4.5	<p>厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルに上り1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の間隔で測定することができ、80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなげればならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなげなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>		
						幅	中規模 以下	-35	中規模 以下	-			
						平坦性	中規模 以上	-	中規模 以上	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイラメータにより(σ)2.4mm以下。			
						目地段差	中規模 以上	±2	±2				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-32	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、 「地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(案)」または「T S (ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						平坦性	中規模以上 / 小規模以下	-4.5			
						目地段差	中規模以上 / 小規模以下	±2			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上 ±40	小規模以下 ±50	中規模以上 —	小規模以下 —	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなげればならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなげればならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13	
						厚 さ	—45	—15	—				
						幅	—50	—	—				
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	中規模以上 -25	小規模以下 -30	中規模以上 -8	小規模以下 —	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-2-6-13	
						幅	—50	—	—				

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコア一を採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	-25	-30	-8	-			
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 寸	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一を採取して測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	-15	-20	-5	-			
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 寸	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一を採取して測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	-9	-12	-3	-			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	土木工事共通編	2 一般施工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	
						厚さ	-45	-15	-15	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割りし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。			
						幅	-50	—	—				
3	土木工事共通編	2 一般施工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割りとし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	3-2-6-14	
						幅	-50	—	—				

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	中規模以上	-25	中規模以上	-8	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	中規模以下	-30	中規模以下	-		
							小規模以下	-50	小規模以下	-		
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	中規模以上	-15	中規模以上	-5	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	中規模以下	-20	中規模以下	-		
							小規模以下	-50	小規模以下	-		
3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模以上	-9	中規模以上	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1,000㎡に1個の割合でコア採取して測定。	3-2-6-14
						幅	中規模以下	-12	中規模以下	-		
							小規模以下	-25	小規模以下	-		

出来形管理基準及び規格値

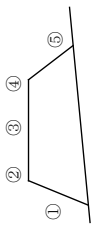
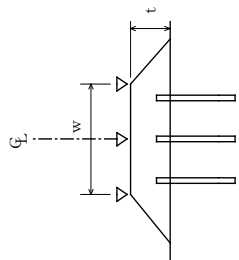
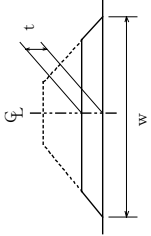
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要			
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)						
3	2	6	15		路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を定めることが出来る。測定方法は自動横断測定法によること出来る。		3-2-6-15			
						幅 w	-25	-						
3	2	6	16		舗装打換え工	幅 w	-50		各層毎1ヶ所/1施工箇所		3-2-6-16			
						路盤工	延長L	-100						
						舗設工	厚さ t	該当工種						
						幅 w	-25							
						延長L	-100							
						厚さ t	該当工種							
						厚さ t	-9					厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を定めることが出来る。		3-2-6-17
						舗設工	幅 w	-25						
						舗設工	延長L	-100						
						厚さ t	該当工種							
厚さ t	-9													
幅 w	-25													
延長L	-100													
平坦性	-	3m ² プロファイル(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下												

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	2		路床安定処理工	基準高 ∇	± 50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-2
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3	2	7	3		置換工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (50m) 以下のものは1ヶ所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

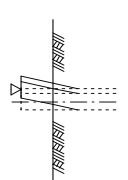
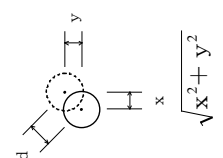
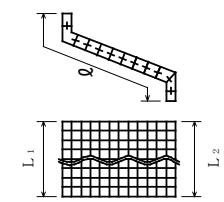
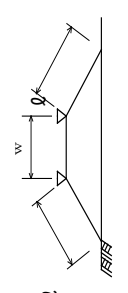
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	7	4		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		3-2-7-4
							法	-500			
							天端幅	-300			
							天端延長	-500			
3	土木工事共通編	2	7	5		パイルネット工	基準高	±50	施工延長40m (測点間隔25m)の場合は 50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして 測定。 杭については、当該杭の項目に準ず る。		3-2-7-5
							厚さ	-50			
							幅	-100			
							延長	-200			
3	土木工事共通編	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ	-50	施工延長40m (測点間隔25m)の場合は 50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして 測定。		3-2-7-6
							幅	-100			
							延長	-200			

単位：mm

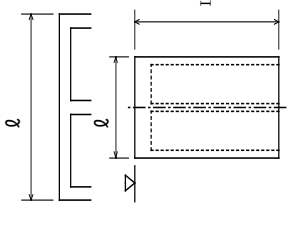
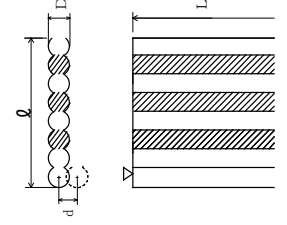
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	7		パーチカルドレイン工 (サンドドレイン工) (ペーパードレイン工) (袋詰式サンドドレイン工)	位置・間隔w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレインの杭径は対象外とする。		3-2-7-7 3-2-7-8
						杭径D	設計値以上			
			8		締め改良工 (サンドコンパクションパイプ工)	打込長さh	設計値以上	全本数		※余長は、適用除外
					サンドドレイン、袋詰式サンドドレイン、サンドコンパクションパイプの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。			
3	2	7	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイプ工)	基準高▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9
						位置・間隔w	D/4以内			
					杭径D	設計値以上	全本数	$L = \ell_1 - \ell_2$ ℓ_1 は改良体先端深度 ℓ_2 は改良体天端深度		
					深度L	設計値以上				

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
							根入長	設計値以上			
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ ϕ	設計深さ以上	全数		3-2-10-5
							配置誤差 d	100			
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長 ϕ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
							延長 L ₁ L ₂	-200			
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
							天端幅 w	-100			
							法長 ϕ	-100			

出来形管理基準及び規格値

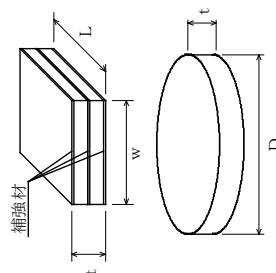
編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高 ∇	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
3	土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工 (壁式)	基準高 ∇	± 50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所。延長40m (又は50m) 以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合)は25m)につき1ヶ所。延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9
							連壁の長さ ϕ	-50			
							変 位	300			
							壁 体 長 L	-200			
3	土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工 (柱列式)	基準高 ∇	± 50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所。延長40m (又は50m) 以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合)は25m)につき1ヶ所。延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9 D: 杭径
							連壁の長さ ϕ	-50			
							変 位 d	D/4以内			
							壁 体 長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

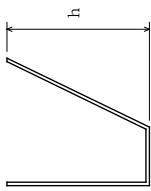
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編		2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔 製造費(金属支保工)	孔の直径差 センターボスを基準にした孔位置のずれ 中心距離 孔の直径 孔の中心距離 ボスの直径 ボスの高さ	+2 -0 1以下 1.5以下 +3 -1 +4 -2 JIS B 0403 CT13 +0 -1 +1 -0	製品全数を測定。		3-2-12-1

出来形管理基準及び規格値

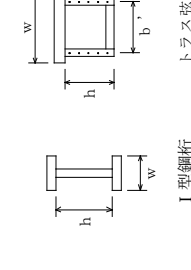
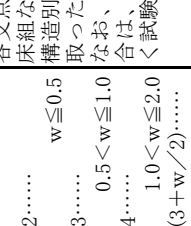
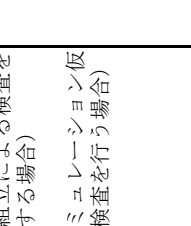
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	工場製作工 共通	1	1	鑄造費 (金属支承工)	上唇の橋軸及び直角方向の長さ寸法	JIS B 0403 CT13	製品全数を測定。 ※1) 片面削り加工も含む。 ※2) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。		3-2-12-1	
							全移動量 ϕ	± 2				
							$\phi > 300\text{mm}$	$\pm 0/100$				
							上, 下面加工仕上げ	± 3				
							組立高さ H	$H \leq 300\text{mm}$				± 3
								$H > 300\text{mm}$				(H/200+3) 小数点以下切り捨て
							普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※1)、※2)				JIS B 0403 CT14
								鑄放し肉厚寸法 ※1)				JIS B 0403 CT15
								削り加工寸法				JIS B 0405 粗級
								ガス切断寸法				JIS B 0417 B級
								幅 w				0~+5
								長さ L				0~+1%
大型ゴム支承工)	12 工場製作工 共通	1	2	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	直径 D	0~+15	製品全数を測定。 平面度: 1個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差		3-2-12-1	
							厚さ t	± 0.5				
							平面度	$\pm 2.5\%$				
								± 4				
	$w, L, D \leq 1000\text{mm}$	1										
	$1000\text{mm} < w, L, D$	(w, L, D) / 1000										



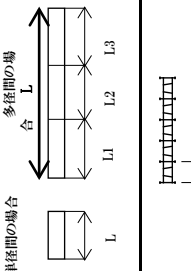
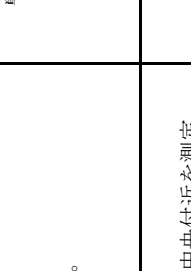
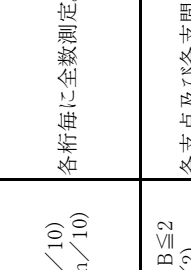
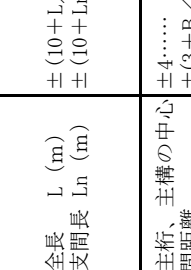
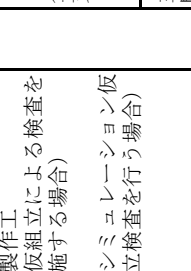
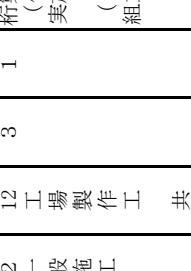
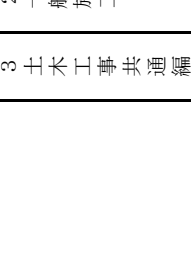
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots l > 10$		3-2-12-1
							材				
3	土木工事共通編	2	工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ	$\pm 2 \dots h \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-1
							高さ h (m)				

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
							鋼桁等	トラス・アーチ等		
3	2	12	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション仮 組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \dots$ $\pm 3 \dots$ $\pm 4 \dots$ $\pm (3 + w/2) \dots$	トラス・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行するJISに基づ く試験成績表に替えることができる。	 I型鋼桁 トラス部材	3-2-12-3	
						鋼桁及びト ラス等の部 材の腹板	h / 250			主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)
						板の平面度 delta (mm)	b / 150	原則として仮組立をしない状態の部材 について、主要部材全数を測定。	 3-2-12-3	
						フランジの直角度 delta (mm)	w / 200			主要部材全数を測 定。 l : 部材長 (mm)
						部材長 l (m)	$\pm 3 \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots l > 10$	圧縮材の曲がり delta (mm)	 3-2-12-3	
						トラス、 アーチなど	$\pm 2 \dots l \leq 10$ $\pm 3 \dots l > 10$			※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 delta, フランジの直角度 delta, 圧縮材の曲り delta」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とす る。
						部材精度	l / 1000			

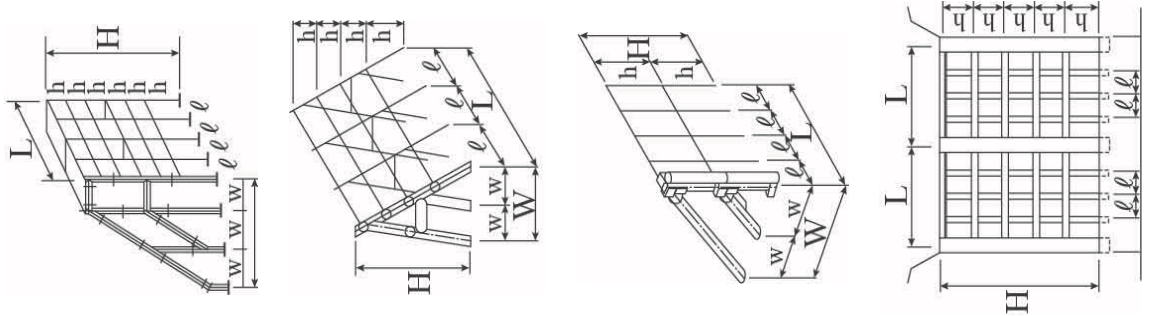
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要					
							鋼桁等	トラス・アーチ等							
3	2	12	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション仮 組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm(10+L/10)$ $\pm(10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。		3-2-12-3						
					主桁、主構の中心 間距離 B (m)	$\pm 4 \dots\dots B \leq 2$ $\pm(3+B/2)$ $\dots\dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			3-2-12-3					
					主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots\dots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2)$ $\dots\dots h > 5$	—	両端部及び中心部 を測定。			3-2-12-3				
					主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \dots\dots$ $L \leq 100$ $25 \dots\dots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点 及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)		3-2-12-3						
					主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \dots\dots$ $L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots\dots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots\dots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots\dots$ $80 < L \leq 200$	各主桁について10 ～12 m 間隔を測 定。 L：主桁の 支間長 (m)			3-2-12-3					
					主桁、主構の橋端 における出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁 (主構) 端を測 定。			3-2-12-3					
					主桁、主構の鉛直 度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を 支点及び支間中央 付近を測定。 h：主構の高さ (mm)			3-2-12-3					
					現場継手部のすき 間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、す き間の許容範囲の下限値を0mmとす る。(例：設計値が3mmの場合、すき 間の許容範囲は0mm～8mm)			3-2-12-3					
					<p>※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>										

出来形管理基準及び規格値

編		章		節		条		枝番		工		種		測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		摘要		
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工 共通	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	桁等の部材の腹板	フランジ幅 w (m)	±2..... ±3..... ±4.....	±2..... ±3..... ±4.....	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	h	±2..... ±3..... ±4.....	h	±2..... ±3..... ±4.....	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。	h	±2..... ±3..... ±4.....	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。	h	±2..... ±3..... ±4.....	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。
									鋼桁等の部材の腹板	フランジ幅 w (m)	±2..... ±3..... ±4.....	±2..... ±3..... ±4.....	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。	h	±2..... ±3..... ±4.....	h	±2..... ±3..... ±4.....	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。	h	±2..... ±3..... ±4.....	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。	h	±2..... ±3..... ±4.....	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。
									箱桁等のフランジ鋼床版のデットプレート	フランジ幅 w (m)	±2..... ±3..... ±4.....	±2..... ±3..... ±4.....	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。	h	±2..... ±3..... ±4.....	h	±2..... ±3..... ±4.....	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。	h	±2..... ±3..... ±4.....	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。	h	±2..... ±3..... ±4.....	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。
									板の平面度 δ (mm)	フランジの直角度 δ (mm)	±2..... ±3..... ±4.....	±2..... ±3..... ±4.....	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。	h	±2..... ±3..... ±4.....	h	±2..... ±3..... ±4.....	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。	h	±2..... ±3..... ±4.....	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。	h	±2..... ±3..... ±4.....	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。
									部材精度	部材長 ℓ (m)	±3...ℓ ≤ 10 ±4...ℓ > 10	±3...ℓ ≤ 10 ±4...ℓ > 10	主要部材全数を測定。	ℓ	±3...ℓ ≤ 10 ±4...ℓ > 10	ℓ	±3...ℓ ≤ 10 ±4...ℓ > 10	主要部材全数を測定。	ℓ	±3...ℓ ≤ 10 ±4...ℓ > 10	主要部材全数を測定。	ℓ	±3...ℓ ≤ 10 ±4...ℓ > 10	主要部材全数を測定。
<p>※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>																								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm	摘要	測定箇所	測定基準	規格値	測定項目	工種	枝番	条	節	章	編
	3-2-12-3		全数を測定。	10 ±30 ±10 ±30 ±10 ±10 ±10 ±10 ±H/500	部材の水平度 堤 長 L 堤 長 ϕ 堤 幅 W 堤 幅 w 高さ H ベースプレートの高さ 本体の傾き	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	3	3	12 工場製作工 共通	2 一般施工	3 土木工事 共通編

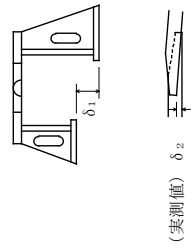
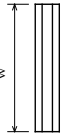
次頁に続く

出来形管理基準及び規格値

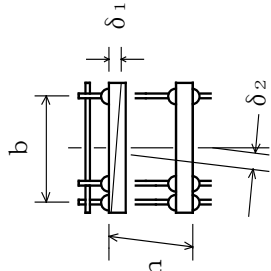
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))					3-2-12-3

出来形管理基準及び規格値

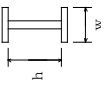
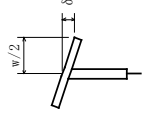

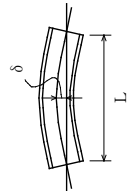
編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	4		検査路製作工	部材	部材長 l (m)	図面の寸法表示箇所での測定。		3-2-12-4	
							部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots 0 \leq 10$ $\pm 4 \cdots 0 > 10$				
3	土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	製品全数を測定。	両端部及び中央部付近を測定。	3-2-12-5	
							仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1 (mm)				設計値 ± 4
								フィンガーの食い違い δ_2 (mm)				± 2



出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	一般施工	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots 0 \leq 10$ $\pm 4 \cdots 0 > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-6
							部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots 0 \leq 10$ $\pm 4 \cdots 0 > 10$			
3	土木工事共通編	2	一般施工	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots 0 \leq 10$ $\pm 4 \cdots 0 > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-12-7
							部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots 0 \leq 10$ $\pm 4 \cdots 0 > 10$			
3	土木工事共通編	2	一般施工	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 $\delta 1$ (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。		3-2-12-8
							鉛直度 $\delta 2$ (mm)	$h/500$				
							高さ h (mm)	± 5				

出来形管理基準及び規格値

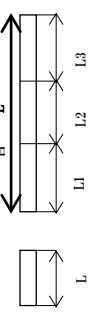
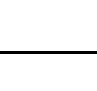

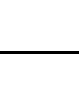



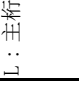
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	9		プレベーム用桁製作工	フランジ幅 w (m)	±2..... w ≤ 0.5	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
							腹板高 h (m)	±3..... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4..... 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)..... 2.0 < w			
3	土木工事共通編	2	一般施工	10		鋼製排水管製作工	フランジの直角度 δ (mm)	w/200	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
							部材				
3	土木工事共通編	2	一般施工	9		プレベーム用桁製作工	部材長 l (m)	±3...l ≤ 10 ±4...l > 10	原則として仮組立をしない部材について 主要部材全数で測定。		3-2-12-9
							部材				
3	土木工事共通編	2	一般施工	10		鋼製排水管製作工	主桁のそり δ	-5 ~ +5 ...L ≤ 20 -5 ~ +10 ...20 < L ≤ 40	各主桁について10~12m間隔を測定。		3-2-12-9
							部材				
3	土木工事共通編	2	一般施工	10		鋼製排水管製作工	部材長 l (m)	±3...l ≤ 10 ±4...l > 10	図面の寸法表示箇所を測定。		3-2-12-10
							部材				

出来形管理基準及び規格値

編	3	土木工事共通編
章	2	一般施工
節	12	工場製作工 共通
条	11	
枝番		
工	工場塗装工	
種		
測定項目	塗膜厚	
規格値	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	
測定基準	<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは、500m²とする。</p> <p>1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m²に満たない場合は10m²ごとに1点とする。</p>	
測定箇所		
摘要	3-2-12-11	

単位：mm

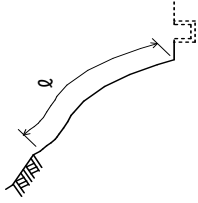
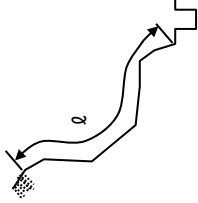
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	13			架設工(鋼橋) (クレーン架設) (クレーブルクレーン架設) (ケープルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラバークレーン架設)	全長L (m) 支間長L _n (m)	±(20+L/5) ±(20+L _n /5)	各桁毎に全数測定。	 	3-2-13
						通り δ (mm)	±(10+2L/5)	L: 主桁・主構の支間長(m)		
						そり δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の中心間距離B(m)	±4..... B≤2 ±(3+B/2)... B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。h: 主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ ₁ , δ ₂ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例: 設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
								※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。		

出来形管理基準及び規格値

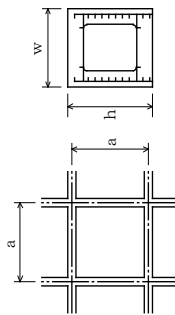
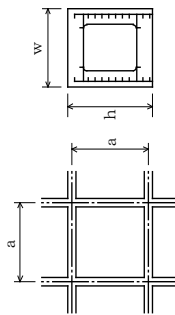
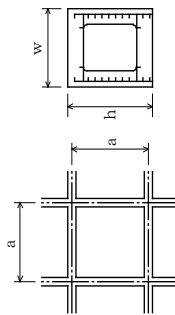
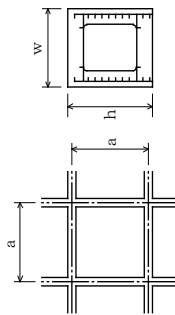
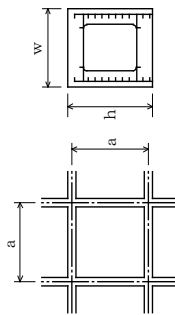
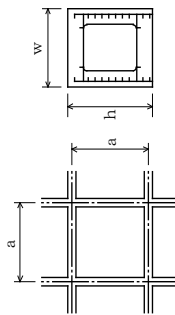
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要									
3	土木工事共通編	2	一般施工	13	橋梁架設工	架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押し架設)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。		3-2-13									
							桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。											
							そり	—	主桁を全数測定。											
3	土木工事共通編	2	一般施工	14	法面工 共通	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 l	$l < 5m$	-200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	3-2-14-2									
								$l \geq 5m$	法長の-4%											
							盛土法長 l	$l < 5m$	-100											
								$l \geq 5m$	法長の-2%											
								延長 L	-200	1施工箇所毎										
							3	土木工事共通編	2	一般施工		14	法面工 共通	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 l	$l < 5m$	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	3-2-14-2	
																$l \geq 5m$	法長の-4%			
																厚さ t	$t < 5cm$	-10		施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。
																$t \geq 5cm$	-20			
																	ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。			
	延長 L	-200	1施工箇所毎																	

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	14	法面工 共通	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 l	$l < 3m$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。		3-2-14-3
								$l \geq 3m$	-100			
							長さ t	$t < 5cm$	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
								$t \geq 5cm$	-20			
		延	長 L	-200	1 施工箇所毎							

単位：mm

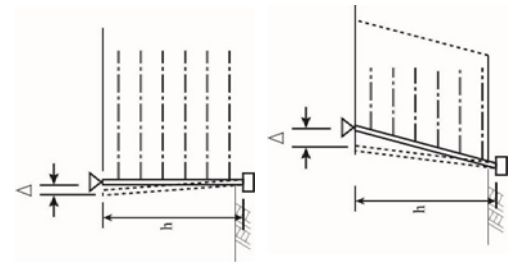
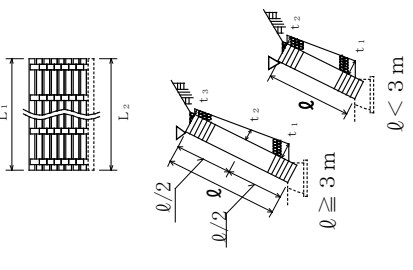
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	一般施工	4	1	法砕工 (現場打法砕工) (現場吹付法砕工)	法長 ℓ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による	
							$\ell \geq 10m$	-200				
							幅 w	-30	枠延長100m以下につき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
							高さ h	-30				
							枠中心間隔 a	±100				
							延長 L	-200	1 施工箇所毎			
		2	一般施工	4	2	1	法砕工 (ブレイキヤスト法砕工)	法長 ℓ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-14-4
								$\ell \geq 10m$	-200			
								延長 L	-200	1 施工箇所毎		
								削孔深さ ℓ	設計値以上	全数		
								配置誤差 d	100			
								せん孔方向 θ	±2.5度			
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上					
						配置誤差 d	100					
						せん孔方向 θ	±2.5度					
										$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		

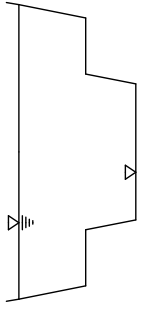
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-1
							厚さ t	-20			
							裏込厚さ	-50			
							幅 w_1, w_2	-30			
							高さ h	-50			
								-100			
							延長 L	-200			1 施工箇所毎
3	土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	2		ブレイキャスト擁壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-2
							延長 L	-200			1 施工箇所毎

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要													
3	土木工事共通編	2	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ▽	±50	高さ h	h < 3m	-50	1 施工箇所毎		3-2-15-3												
							h ≥ 3m	-100																		
							鉛直度 △	±0.03 h かつ ±300以内																		
							控え長さ	設計値以上																		
							延長 L	-200																		
							3	土木工事共通編	2	15	4		井桁ブロック工	基準高 ▽	±50	法長 φ	φ < 3 m	-50	1 施工箇所毎		3-2-15-4					
														φ ≥ 3 m	-100											
														厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃	-50											
														延長 L ₁ , L ₂	-200											

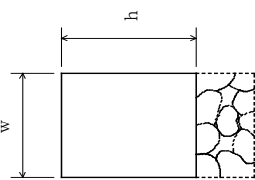
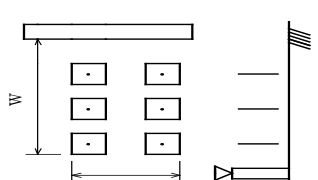
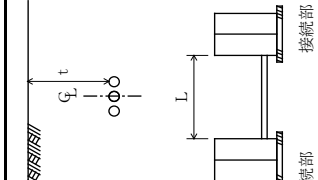
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土木工事共通編	2	16	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎、 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3
								ダイゼル船	500ps	-1000～+200			
									1000ps	-1200～+200			
									250ps	-800～+200			
									420ps 600ps	-1000～+200			
									1350ps	-1200～+200			
									幅	-200			
									延 長	-200			
								3	土木工事共通編	2			
幅	-200												
延 長	-200												

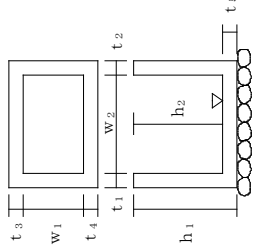
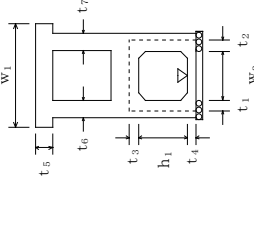
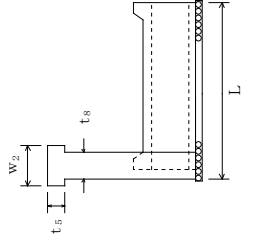
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	16	3	3	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	標高較差	平均値 ±0以下	1. 3次元データによる出来形管理において「音響測深機器を用いた出来形管理要領(河川浚渫(案))」、「施工程序データを用いた出来形管理要領(河川浚渫(案))」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。		3-2-16-3
							基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		3-2-18-2
3	土木工事共通編	2	18	2		床版工	幅 w	0～+30			
							厚 さ t	-10～+20			
3	土木工事共通編	2	16	3	3	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	鉄筋のかぶり	設計値以上	1 径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。		
							鉄筋の有効高さ	±10			
3	土木工事共通編	2	18	2		床版工	鉄筋間隔	±20	1 径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
							上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			

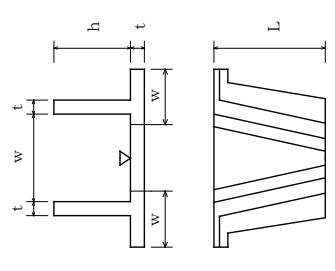
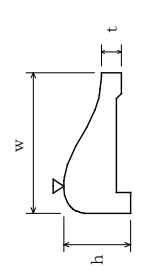
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
6	河川編	1	築堤護岸工	4		護岸付属物工	幅	-30			6-1-7-4	
							高さ	-30				
6	河川編	1	築堤・護岸	8		杭出し水制工	基準高	▽	±50	1組毎		6-1-10-8
							幅	w	±300			
							方向	向	±7°			
							延長	L	-200			
6	河川編	1	築堤・護岸	3		配管工	埋設深	t	0～+50		6-1-13-3	
							延長	L	-200			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要									
6	河川編	1	築堤・護岸	4		ハンドホール工	基準高 ∇	± 30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4									
							※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20												
							※幅 w_1, w_2	-30												
							※高さ h_1, h_2	-30												
6	河川編	3	樋門・樋管	6	1	函渠工 (本体工)	基準高 ∇	± 30	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び 函面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所 にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品 寸法を規格証明書で確認するものと し、『基準高』と『延長』を測定。	 	6-3-5-6									
							厚さ $t_1 \sim t_8$	-20												
							幅 w_1, w_2	-30												
							内空幅 w_3	-30												
							内空高 h_1	± 30												
							延長 L	-200												
							6	河川編				3	樋門・樋管	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎	6-3-5-6
																	延長 L	-200		

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
6	河川編	3	樋門・樋管	7 8		翼壁工 水叩工	基準高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-3-5-7 6-3-5-8	
							厚さ t	-20				
							幅 w	-30				
							高さ h	± 30				
							延長 L	-50				
6	河川編	4	水門	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11	
							厚さ t	-20				
							幅 w	-30				
							高さ h	± 30				
							延長 L	-50				
6	河川編	5	堰	13 14		開門工 土砂吐工	基準高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-6-13 6-5-6-14	
							厚さ t	-20				
							幅 w	-30				
							高さ h	± 30				
							延長 L	-50				
6	河川編	5	堰	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所にて測定。 基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10	
							厚さ t	-20				
							幅 w	-30				
							高さ h	± 30				
							堰長 L	L < 20m				-50
								L ≥ 20m				-100

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	5	堰	3		魚道本体工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-5-8-3
							厚さ t_1, t_2	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h_1, h_2	-30			
							延長 L	-200			
6	河川編	5	堰	2		管理橋橋台工	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-9-2
							厚さ t	-20			
							天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
							天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
							敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
							高さ h_1	-50			
							胸壁の高さ h_2	-30			
							天端長 ϕ_1	-50			
							敷長 ϕ_2	-50			
							胸壁間距離 ϕ	± 30			
							支点長及び中心線の変化	± 50			

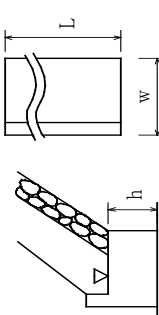
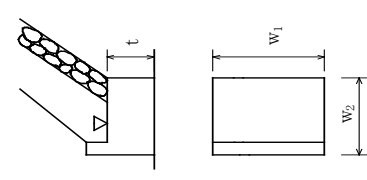
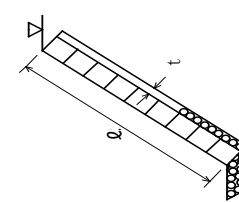
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	6	排水機場	4	6	本體工	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-6
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h_1, h_2	± 30			
							延長 L	-50			
6	河川編	6	排水機場	4	7	燃料貯油槽工	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-7
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h	± 30			
							延長 L	-50			
6	河川編	6	排水機場	5	7	コンクリート床版工	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所で測定。		6-6-5-7
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h	± 30			
							延長 L	-50			

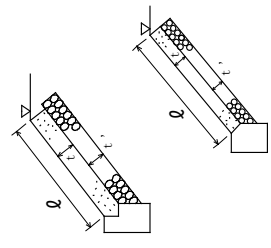
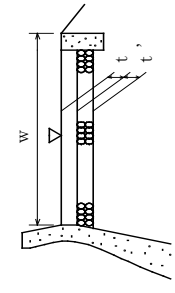
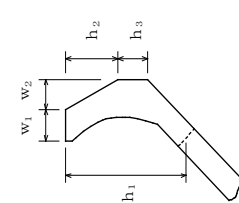
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	7	床止め・床固め	6		本体工 (床固め本体工)	基準高 ∇	± 30	図面に表示してある箇所で測定。		6-7-4-6
							天端幅 w_1, w_3	-30			
							堤幅 w_2	-30			
							堤長 L_1, L_2	-100			
							水通し幅 θ_1, θ_2	± 50			
6	河川編	7	床止め・床固め	8		水叩工	基準高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		6-7-4-8
							厚さ t	-30			
							幅 w	-100			
							延長 L	-100			
6	河川編	7	床止め・床固め	6		側壁工	基準高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さ、延長は、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6
							天端幅 w_1	-30			
							堤幅 w_2	-30			
							長さ L	-100			

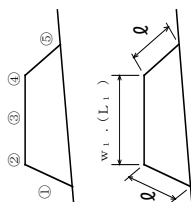
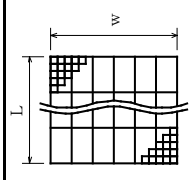
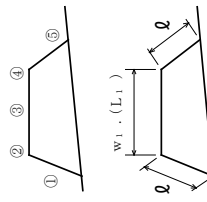
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	5		場所打コンクリート工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-5	
							幅 w	-30				
							高さ h	-30				
							延長 L	-200				
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	6		海岸コンクリートブロック工	基準高 ∇	± 50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割合で測定。基準高、延長は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-6	
							ブロック厚 t	-20				
							ブロック縦幅 w_1	-20				
							ブロック横幅 w_2	-20				
							延長 L	-200				
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	4		海岸コンクリートブロック工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-6-4	
							法長 ϕ	$\phi < 5m$				-100
								$\phi \geq 5m$				$\phi \times (-2\%)$
								厚さ t				-50
								延長 L				-200

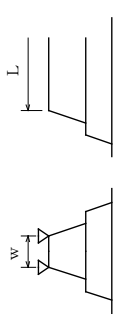
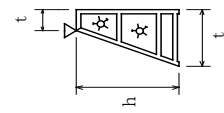
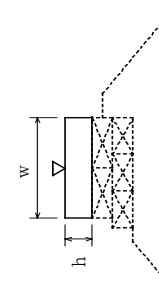
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-6-5	
							法長 ϕ				$\phi < 3m$ $\phi \geq 3m$
						厚さ t	-20				$t < 100$
							-30				$t \geq 100$
						裏込材厚 t'	-50				
						延長 L	-200				
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-8-2	
							幅 w				-50
						厚さ t	-10				
						基礎厚 t'	-45				
						延長 L	-200				
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-9-3	
							幅 w_1, w_2				-30
						高さ $h < 3m$ h_1, h_2, h_3	-50				
						高さ $h \geq 3m$ h_1, h_2, h_3	-100				
						延長 L	-200				

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	4		捨石工		標準高▽	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	7-2-4-4		
									表面均し	±100				
									荒均し	±500				
									被覆均し	±300				
									法	±500				
									法	±300				
									天端幅 w_1	-100				
									天端延長 L_1	-100				
									幅	-200				
									幅	-300				
延長	-500													
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	5		吸出し防止工		標準高▽	異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500	幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合又は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。	7-2-4-5		
									異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300				
									法	-100				
									天端幅 w_1	-100				
									天端延長 L_1	-200				
									法	-100				
									天端幅 w_1	-100				
									天端延長 L_1	-200				
									幅	-300				
									延長	-500				
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	5		捨石工		標準高▽	異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500	幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合又は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。	7-2-5-2		
									異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300				
									法	-100				
									天端幅 w_1	-100				
									天端延長 L_1	-200				
									法	-100				
									天端幅 w_1	-100				
									天端延長 L_1	-200				
									幅	-300				
									延長	-500				

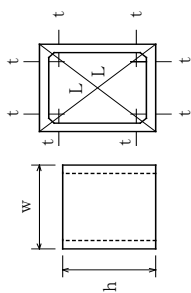
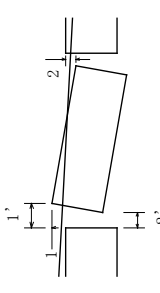
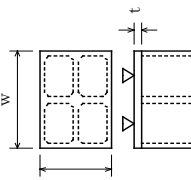
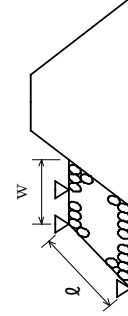
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	(層積)ブロック規格26t未満	±300	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターラインで行う。		7-2-5-5
								(層積)ブロック規格26t以上	±500			
								(乱積)	±ブロックの高さの1/2			
							天端幅 w	±ブロックの高さの1/2				
							天端延長 L	±ブロックの高さの1/2				
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	9		石積工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-9	
							厚さ t	-50				
							高さ h	-50				
								-100				
							延長 L	-200				
								1 施工箇所毎				
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	10		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-10	
							幅 w	-30				
							高さ h	-30				
							延長 L	-200				

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラストの基準高▽	±100	各室中央部1ヶ所		7-2-5-11	
							コンクリート	±50				
							壁厚 t ₁	±10	底版完成時、各壁1ヶ所			
							幅 w	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端			
							高さ h ₁	+30, -10	完成時、四隅			
							長さ L	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端			
							底版厚さ t ₂	+30, -10	底版完成時、各室中央部1ヶ所			
							フーチング高さ h ₂	+30, -10	底版完成時、四隅			
							法線に対する出入 1、2	ケーソン重量2000 t未滿 ±100	据付完了後、両端2ヶ所			
							据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量2000 t以上 ±150				
基準高▽	陸上	±30	1室につき1ヶ所(中心)									
	水中	±50										
厚さ t	±30											
幅 w	±30											
長さ L	±30											

出来形管理基準及び規格値

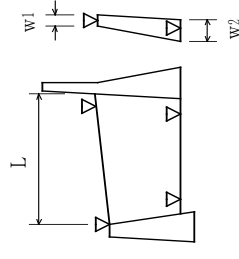
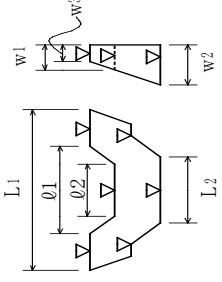
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	河川海岸編	2	5	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 t	±10	型枠取外し後全数		7-2-5-12
							幅 w	+20, -10			
							高さ h	+20, -10			
							長さ L	+20, -10			
7	河川海岸編	2	5	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)		7-2-5-12
							隣接ブロックとの間隔1'、2'	50以下			
							基準高▽				
							陸上	±30			
7	河川海岸編	2	5	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリート ブロック	水中	±50	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-12
							厚さ t	±30			
							幅 w	±30			
							長さ L	±30			
7	河川海岸編	2	6	2		捨石工	異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-6-2
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300			
							基準高▽				
							法長 ℓ	-100			
7	河川海岸編	2	6	2		捨石工	天端幅 w	-100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
							天端延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要					
7	河川海岸編	2	6	3		根固めブロック工	標準高▽	層積	±300	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	7-2-6-3							
								乱積	± t / 2									
								厚さ t	-20					幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。				
								層積	-20									
								乱積	- t / 2									
								層積	-200									
								乱積	- t / 2						1 施工箇所毎			
								延長 L ₁ , L ₂										
								標準高▽	±300							施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	7-2-7-3	
								乱積	± t / 2									
厚さ t	-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。																
幅 w ₁ , w ₂	-20																	
延長 L ₁ , L ₂	-200																	
標準高▽	±50		施工延長10mにつき、1 測点当たり5点以上測定。	7-3-3-3														
乱積	±300																	
厚さ t	±500																	
幅 w ₁ , w ₂	±300																	
延長 L ₁ , L ₂	±500																	
標準高▽	±300					幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。												
法	-100																	
天端幅 w ₁	-100																	
天端延長 L ₁	-200																	

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
8	砂防編	1	3	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長 ϕ (m)	$\pm 3 \cdots \phi \leq 10$ $\pm 4 \cdots \phi > 10$			8-1-3-4
							部材					
8	砂防編	1	8	4		コンクリート堰堤本体工	基準高	▽	± 30			8-1-8-4
							天端部堤幅	w_1, w_3, w_2	-30			
							水通しの幅	ϕ_1, ϕ_2	± 50			
							堤長	L_1, L_2	-100			
8	砂防編	1	8	6		コンクリート側壁工	基準高	▽	± 30			8-1-8-6
							幅	w_1, w_2	-30			
							長さ	L	-100			



1. 図面の寸法表示箇所を測定。
2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。
3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。

出来形管理基準及び規格値

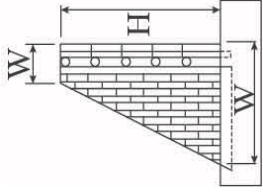
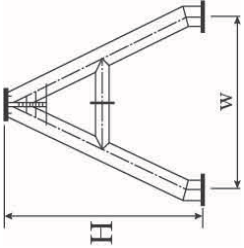
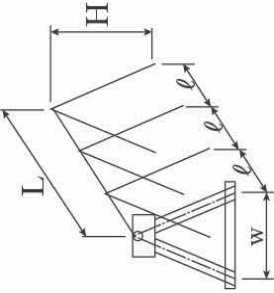
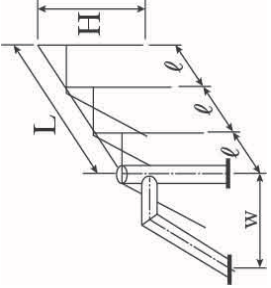
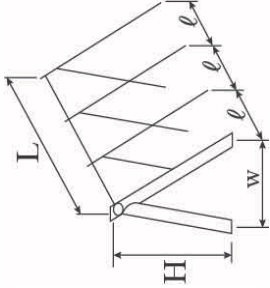
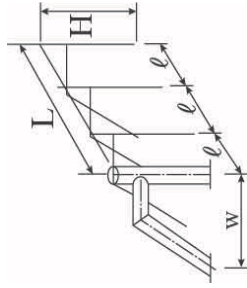
編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
8	砂防堰堤	1	8	8		水叩工		基準高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所を測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		8-1-8-8	
								幅 w	-100				
								厚さ t	-30				
								延長 L	-100				
8	砂防堰堤	1	9	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)		堤高 ∇	± 50	1. 図面の表示箇所を測定する。 2. ダブルウオール構造の場合は、堤高、幅、軸高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-5	
								長さ l_1, l_2	± 100				
								幅 w_1, w_3	± 50				
								下流側倒れ \triangle	$\pm 0.02H_1$				
								軸高 ∇	± 50				
								幅 w_2	± 50				
								水通し部					
								袖部					
								下流側倒れ \triangle	$\pm 0.02H_2$				

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-9-5
				堤長 ℓ		±10				
				堤幅 W		±30				
				堤幅 w		±10				
				高さ H		±10				
				高さ h		±10				

次頁に続く

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)			  	  	8-1-9-5

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	1	砂防堰堤工	6		鋼製側壁工	堤高 ∇	± 50	1. 図面に表示してある箇所での測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6
						長さ L	± 100			
						幅 w_1, w_2	± 50			
						下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H$			
						高さ h	-50			
							-100			
8	2	流路	8		魚道工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-2-5-8
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	-30			
						厚さ t_1, t_2	-20			
						延長 L	-200			
8	3	斜面对策	4		山腹明暗渠工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w_1, w_2	-50			
						高さ h_1, h_2	-30			
						深さ h_3	-30			
延長 L	-200									

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	砂防編	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ϕ	設計値以上	全数	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-4
							配置誤差 d	100			
							せん孔方向 θ	±2.5度			
8	砂防編	3	7	5		集水井工	基準高 ∇	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-5
							偏心量 d	150			
							長さ L	-100			
							巻立て幅 w	-50			
							巻立て厚さ t	-30			
8	砂防編	3	9	6		合成杭工	基準高 ∇	±50	全数測定。		8-3-9-6
							偏心量 d	D/4以内かつ 100以内			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム編	1	コンクリートダム			コンクリートダム工 (本体)	天端高	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(越流部堤頂高を含む)は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注)堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接合部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔(横縦目)は、5リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. 越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4
							天端幅	±20			
							ジョイント間隔	±30			
							リフト高	±50			
							堤幅	-30, +50			
							堤長	-100			
9	ダム編	1	コンクリートダム			コンクリートダム工 (水叩)	天端高	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(敷高)、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		9-1-4
							ジョイント間隔	±30			
							幅	±40			
							長さ	-100, +60			

出来形管理基準及び規格値

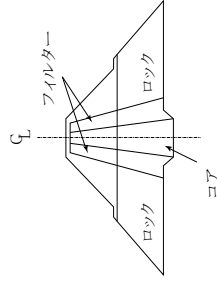
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9		1	4			コンクリートダム工 (副ダム)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注)堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		9-1-4
						ジョイント間隔	±30				
						リフト高	±50				
						堤幅	-30, +50				
						堤長	±40				

出来形管理基準及び規格値

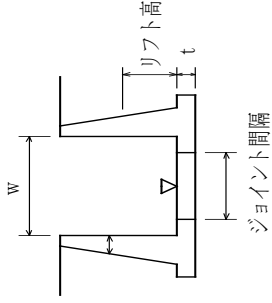
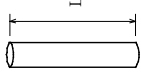
編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム	編	コンクリートダム工 (導流壁)	天端高	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		9-1-4
				ジョイント間隔	±20			
				リフト高	±50			
				長さ	±100			
				厚さ	±20			

出来形管理基準及び規格値

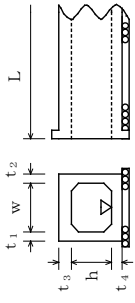
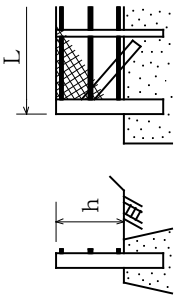
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム編	2	4	5		コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種(タンピングローラ)の場合		9-2-4-5
							外側境界線	-0, +500			
9	ダム編	2	4	6		フィルターの盛立	基準高▽	-0	各測点について5層毎に測定。		9-2-4-6
							外側境界線	-0, +1000			
							盛立幅	-0, +1000			
9	ダム編	2	4	7		ロックの盛立	基準高▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		9-2-4-7
							外側境界線	-0, +2000			



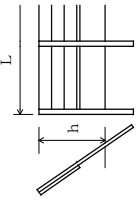
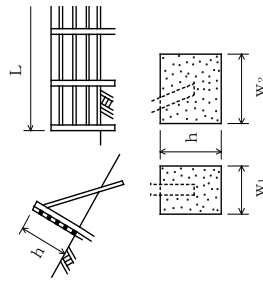
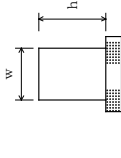
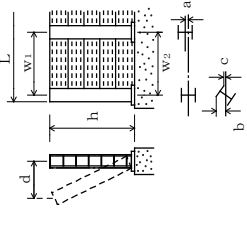
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム編	2	フィルダム			フィルダム (洪水吐)	基準高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		9-2
							ジョイント間隔	±30			
							厚さ t	±20			
							幅 w	±40			
							リフト高さ	±20			
							長さ L	±100			
9	ダム編	3	基礎グラウチング			ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		9-3-3
							配置誤差	100			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	1	3	2		遮音壁支柱製作工	部材	±3...φ≤10 ±4...φ>10	図面の寸法表示箇所 で測定。		10-1-3-2
							部材長 l (m)				
10	道路編	1	9	6		場所打函渠工	基準高 ∇	±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所 で測定。		10-1-9-6
							厚さ $t_1 \sim t_4$	-20			
							幅 (内法) w	-30			
							高さ h	±30			
							延長 L	-50			
								-100			
10	道路編	1	11	4		落石防止網工	幅 w	-200	1 施工箇所毎		10-1-11-4
							延長 L	-200			
10	道路編	1	11	5		落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合 50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所。		10-1-11-5
							延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	1	11	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		10-1-11-6
							延長 L	-200			
							基礎 幅 w ₁ , w ₂	-30			
							高さ h	-30			
10	道路編	1	11	7		雪崩予防柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		10-1-11-7
							延長 L	-200			
							基礎 幅 w ₁ , w ₂	-30			
							高さ h	-30			
							打込み φ	-10%			
							埋込み φ	-5%			
10	道路編	1	12	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		10-1-12-4
							高さ h	-30			
							延長 L	-200			
							支柱 間隔 w ₁ , w ₂	±15			
							ずれ a	10			
							ねじれ b-c	5			
							倒れ d	h×0.5%			
							高さ h	+30, -20			
							延長 L	-200			
10	道路編	1	12	5		遮音壁本体工	支柱 間隔 w ₁ , w ₂	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所		10-1-12-5
							高さ h	+30, -20			
							延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以上			
10	2	4			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起しして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4	
						厚さ	t < 15cm	-10				
						厚さ	t ≥ 15cm	-15				
						幅	-100	—				
10	2	4			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コア一を採取して測定。	10-2-4		
						幅	-25	—				

単位：mm

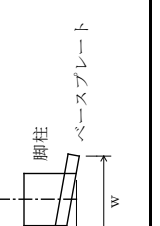
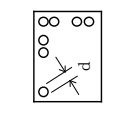
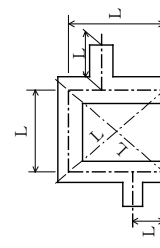
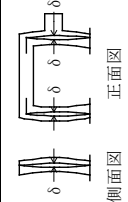
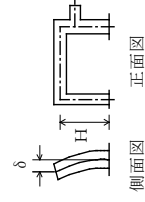
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	2	舗装	9	排水構造物工	排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-2-5-9
							延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所		
10	道路編	2	舗装	4	踏掛版工 (コンクリート工)	踏掛版工 (ラバーシユウ)	基準高	±20	1ヶ所/1踏掛版		10-2-7-4
							各部の厚さ	±20	1ヶ所/1踏掛版		
							各部の長さ	±30	1ヶ所/1踏掛版		
							各部の長さ	±20	全数		
							厚さ	—			
							中心のずれ	±20	全数		
							アンカー長	±20	全数		
10	道路編	2	舗装	4	大型標識工 (標識基礎工)	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w ₁ , w ₂	-30	基礎一基毎		10-2-9-4
							高さ h	-30			
							設置高さ H	設計値以上			
10	道路編	2	舗装	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		10-2-9-4

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	2	舗装	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所 接続部間毎で全数		10-2-12-5
							延長 L	-200			
10	道路編	2	舗装	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ∇	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		10-2-12-5
							※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
							※幅 w_1, w_2	-30			
							※高さ h_1, h_2	-30			
10	道路編	2	舗装	6	照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所		10-2-12-6	
						高さ h	-30				

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3			鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレートとの鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。		10-3-3-3	
								部 材				
							ベースプレート	孔の位置	±2	全数を測定。		10-3-3-3
								孔の径 d	0~5			
							仮組立時	柱の中心間隔、対角長 L (m)	±5... L ≤ 10m	両端部及びび片持ばり部を測定。		10-3-3-3
									±10... 10 < L ≤ 20m ±(10 + (L - 20) / 10) ... 20m < L			
							仮組立時	はりのキヤンバー及び柱の曲がり δ (mm)	L/1000	各主構の各格点を測定。		10-3-3-3
									10... H ≤ 10 H... H > 10			
							仮組立時	柱の鉛直度 δ (mm)	H : 高さ (m)	各柱及びび片持ばり部を測定。		10-3-3-3

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
10	道路編	3	橋梁下部		橋台駆体工		8	6	橋台工		10-3-6-8	単位：mm	<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。</p>		
														基準高 ∇	± 20
														厚さ t	-20
														天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10
														天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10
														敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50
														高さ h_1	-50
														胸壁の高さ h_2	-30
														天端長 l_1	-50
														敷長 l_2	-50
														胸壁間距離 ϕ	± 30
														支間長及びび中心線の変位	± 50
支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	$+10 \sim -20$													
	平面位置	± 20													
	アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下													

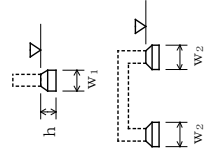
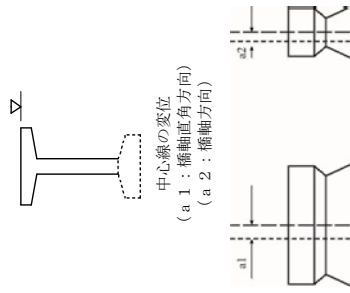
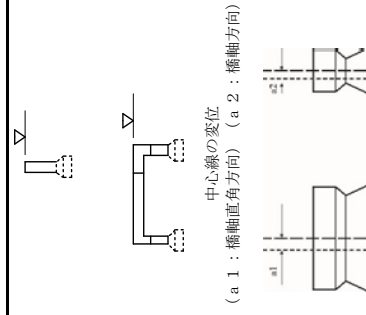
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚駆体工 (張出式) (重力式) (半重力式)		基準高 ∇	± 20	橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		10-3-7-9	
							厚さ t	-20				
							天端幅 w_1 (橋脚方向)	-20				
							敷幅 w_2 (橋脚方向)	-50				
							高さ h	-50				
							天端長 l_1	-50				
							敷長 l_2	-50				
							橋脚中心間距離 l	± 30				
							支間長及び中心線の変位	± 50				<p>中心線の変位 (a1: 橋脚直角方向) (a2: 橋脚角方向)</p>
							支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	+10~-20				
							平面位置	± 20				

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚駆体工 (ラーメン式)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		10-3-7-9
						厚さ t	-20			
						天端幅 w_1	-20			
						敷幅 w_2	-20			
						高さ h	-50			
						長さ l	-20			
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支間長及び中心線の変位	± 50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の計画高	+10~-20			
						平面位置	± 20			
アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下									
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅 (橋軸方向) w	-50			
						高さ h	-50			
						長さ l	-50			

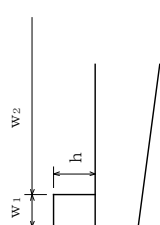
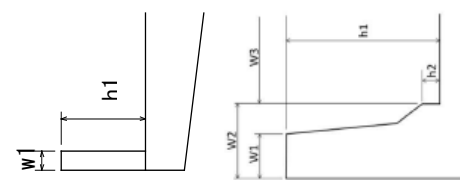
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	3	橋梁下部	8	鋼製橋脚工	橋脚フォーミング工 (門型)	基準高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
							幅 w_1, w_2	-50			
							高さ h	-50			
10	道路編	3	橋梁下部	8	鋼製橋脚工	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10
							橋脚中心間距離 \emptyset	±30			
							支間長及び中心線の変位	±50			
10	道路編	3	橋梁下部	8	鋼製橋脚工	橋脚架設工 (門型)	基準高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10
							橋脚中心間距離 \emptyset	±30			
							支間長及び中心線の変位	±50			
10	道路編	3	橋梁下部	8	鋼製橋脚工	現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	5 ※±5	主桁、主桁の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（限使用）の場合		10-3-8-11

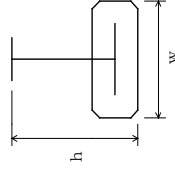
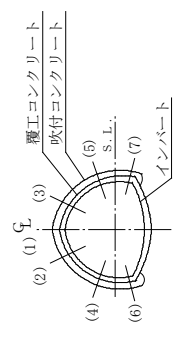
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	4	鋼橋上部	9		橋梁用高欄製作工		部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots 0 \leq 10$ $\pm 4 \cdots 0 > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-4-3-9
		3	工場製作工										
10	道路編	4	鋼橋上部	10	1	支承工 (鋼製支承)		据付け高さ 注1)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		10-4-5-10
		5	鋼橋架設工					可動支承の移動 可能量 注2)	可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 +10以上	支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
10	道路編	4	鋼橋上部	10	2	支承工 (ゴム支承)		可動支承の移動 可能量 注2)	可動支承の移動 可能量 注2)	コクリット 橋 ±5 鋼橋 4 ± 0.5 $\times (B - 2)$	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		10-4-5-10
		5	鋼橋架設工					支承中心間隔 (橋軸直角方向)	支承中心間隔 (橋軸直角方向)	1/100	5	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上 可動支承の移動量 注3) 移動量	

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	4	鋼橋上部	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		10-4-8-3
							アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)		
10	道路編	4	鋼橋上部	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10～+20	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-5
							地覆の高さ h	-10～+20			
							有効幅員 w_2	0～+30			
10	道路編	4	鋼橋上部	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w_1	-5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
							地覆の幅 w_2	-10～+20			
							高さ h_1	-20～+30			
							高さ h_2	-10～+20			
							有効幅員 w_3	0～+30			
10	道路編	4	鋼橋上部	8		検査路工	幅	±3	1 ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8
							高さ	±4			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	5	コンクリート橋上部	6	プレビーム桁橋工	プレビーム桁製作工 (現場)	幅	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレス シリング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		10-5-6-2
							高さ	10 -5			
							桁長 ℓ スパン長	ℓ < 15... ±10 ℓ ≥ 15... ± (ℓ-5) か -30mm以内			
							横方向最大タワミ	0.8ℓ			
10	道路編	6	トンネル (N A T M)	4	支保工	吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとす。		10-6-4-3	
							位置間隔	—			
							角度	—			
							削孔深さ	—			
10	道路編	6	トンネル (N A T M)	4	支保工	ロックボルト工	孔径	—	施工延長40m毎に断面全数検測。	10-6-4-4	
							突出量	プレート下面から10cm以内			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3			覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。		10-6-5-3
							幅 w (全幅)	-50			
							高さ h (内法)	-50			
							厚さ t	設計値以上			
							延長 L	—			
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	5			床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	10-6-5-5	
							厚さ t	-30			

出来形管理基準及び規格値

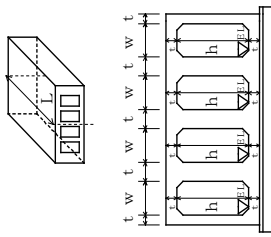
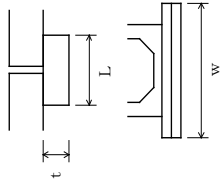
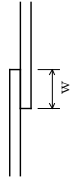
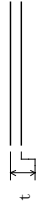
単位：mm											
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	6 インバート工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	<p>(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。</p>		10-6-6-4	
						厚さ t	設計値以上				
						延長 L	-				
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高 ▽	±50	<p>図面の主要寸法表示箇所にて測定。</p>		10-6-8-4	
						幅 w ₁ , w ₂	-30				
							高さ h				h < 3m -50 h ≥ 3m -100
延長 L	-200										

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル (NATM)	8 坑門工	5		明り巻工		基準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、高さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		10-6-8-5
							幅 w (全幅)	-50			
							高さ h (内法)	-50			
							厚 さ t	-20			
							延 長 L	—			

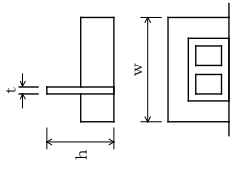
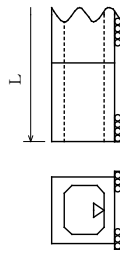
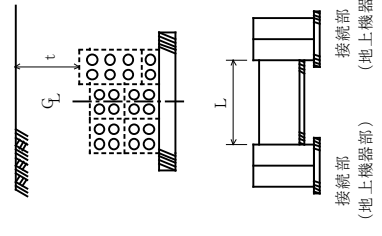
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

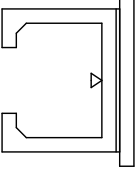
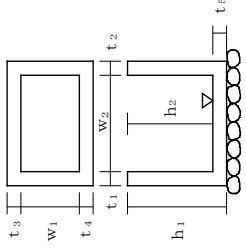
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2			現場打躯体工	基準高 ∇	± 30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-2
							厚さ t	-20			
							内空幅 w	-30			
							内空高 h	± 30			
							ブロック長 L	-50			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4			カラー継手工	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-4
							幅 w	-20			
							長さ L	-20			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1		防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・御壁・頂版にて測定。		10-11-6-5
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2		防水工 (防水保護工)	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		10-11-6-5

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 (防水壁)		高さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-5
							幅 w	±50			
							厚さ t	-20			
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工		基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		10-11-7-2
							延長 L	-200			
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工 (管路部)		埋設深 t	0～+50	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。		10-12-5-2
							延長 L	-200			

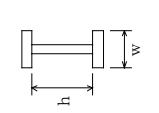
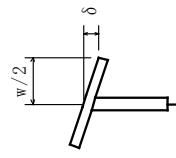
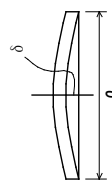
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	12	電線共同溝	5	電線共同溝工	プレキヤストボックス工(特殊部)	基準高▽	±30	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。		10-12-5-3
							標準高▽				
10	道路編	12	電線共同溝	6	付帯設備工	ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		10-12-6-2
							※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
							※幅 w_1, w_2	-30			
							※高さ h_1, h_2	-30			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₀)			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工		厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		10-14-4-5
							厚さ t (オーバーレイ)	-9				
							幅 w	-25				
							延長 L	-100				
							平坦性	-	3m ² 平方メートル以下 (σ) 2.4mm以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm以下			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工		厚さ t	-30		幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		10-14-4-7
							路盤工					
							幅 w	-50				
							延長 L	-100				

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
									鋼桁等	鋼桁等		
10	16	道路修繕	4		桁補強材製作工		フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots 2.0 < w$	主桁・主構	トラス・アーチ等 各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁 トラス弦材	10-16-3-4
							腹板高 h (m)		床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
10	16	道路修繕	4				フランジの直角度 δ (mm)	w/200	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		10-16-3-4
							圧縮材の曲がり δ (mm)	—		主要部材全数を測定。 θ : 部材長 (mm)		

単位：mm